

**「第四次薬物乱用防止五か年戦略」及び
「危険ドラッグの乱用の根絶のための緊急対策」
フォローアップ**

平成 27 年 6 月
薬物乱用対策推進会議

※ 下線部分は、「危険ドラッグの乱用の根絶のための緊急対策」に関するもの

目標 1

青少年、家庭及び地域社会に対する啓発強化と規範意識向上による薬物乱用未然防止の推進

(1) 学校における薬物乱用防止教育及び啓発の充実強化

【施策の内容】

(薬物乱用防止教育の内容及び指導方法の充実)

文部科学省

- ・ 学校における薬物乱用防止教育は、小学校「体育」、中学校及び高等学校「保健体育」の時間はもとより、「特別活動」、「総合的な学習の時間」、「道徳」等も活用しながら、学校教育全体を通じて指導を行うこと、また、公益財団法人日本学校保健会が作成・配布している「喫煙、飲酒、薬物乱用防止に関する指導参考資料」が参考となることについて周知に努めた。
- ・ 児童生徒が、薬物乱用の有害性・危険性のみならず、薬物乱用は、好奇心、投げやりな気持ち、過度のストレスなどの心理状態、周囲の人々の影響や人間関係の中で生じる断りにくい心理、宣伝・広告や入手しやすさなどの社会環境などによって助長されること、また、それらに適切に対処する必要があることを理解できるようにし、それらの知識を活用する学習活動を取り入れるなど指導方法の工夫を行うこと、さらに、地方公共団体においては、教職員に対する研修機会の拡充を図ることについて周知に努めた。
- ・ 教職員、教育委員会関係者、学校薬剤師、学校医、学校歯科医等を対象とした「全国学校保健研究大会」、「全国養護教諭研究大会」、「学校環境衛生・薬事衛生研究大会」において危険ドラッグを含む薬物乱用防止教育に関する研究協議を行った。
〔平成26年度予算15,805千円の内数〕
- ・ 危険ドラッグを含む薬物乱用防止教育の充実のため、教職員や教育委員会関係者、警察職員、麻薬取締官OB、薬剤師、保護者等幅広い関係者を対象とした「薬物乱用防止教育シンポジウム」を開催した。
〔平成26年度予算1,257千円の内数〕
- ・ (公社)日本学校保健会を通じて全国の小・中・高等学校に配布した「喫煙、飲酒、薬物乱用防止に関する指導参考資料」の活用を図るための研修会を開催した。
〔平成26年度予算45,102千円の内数〕

厚生労働省・文部科学省

- ・ 若年層の大麻や危険ドラッグの乱用が問題となっていることから危険ドラッグの情報を充実させたり、薬物乱用が健康へ及ぼす影響等について解説したりした薬物乱用防止啓発のための小学生、中学生及び高校生用の啓発教材等を作成し、すべての小学5年生、中学1年生、高校1年生及び高校卒業予定者に配布した。
〔平成26年度予算71,527千円：文部科学省、7,537千円：厚生労働省〕
- ・ 各種啓発資料については、各々のホームページに掲載し周知するとともに、都道府県等の関係機関に利用の促進を促した。

(薬物乱用防止教室の充実強化)

文部科学省

- ・ 薬物乱用防止教室は、学校保健計画において位置付け、すべての中学校及び高等学校において年1回は開催するとともに、地域の実情に応じて小学校においても開催に努めること、また、都道府県教育委員会においては、私立学校主管部課等と十分な連携を取り、私立学校主管部課等においては所管する私立学校において薬物乱用防止教室の開催を促進することについて周知に努めた。
- ・ 薬物乱用防止教室の開催に際して薬物等に関する専門的な知識を有する警察職員、麻薬取締官OB、学校薬剤師等の協力を得るため、関係機関等との連携の充実に努めること、なお、薬物乱用防止教室は、外部専門家による指導が望ましいものの、国や教育委員会等が開催する研修会等において研修を受けた薬物乱用防止教育に造りの深い指導的な教員の活用も考えられることについて周知に努めた。
- ・ 都道府県等が開催する薬物乱用防止教室指導者研修会等については、公益財団法人日本学校保健会において「薬物乱用防止教室マニュアル」を改訂し、教員以外の指導者による効果的な指導に必要な薬物乱用に関する最新の知見のみならず、児童生徒の発達段階、体育・保健体育における指導状況等への理解を深める必要があることや、また、外部専門家の参加を得るため、関係機関等との連携の充実に努めることについて周知に努めた。

[平成26年度予算45,102千円の内数]

厚生労働省・文部科学省・警察庁

- ・ 薬物乱用防止教室の推進を図るため、警察職員、麻薬取締官OB、学校薬剤師、薬物乱用防止指導員等の薬物乱用防止教室の講師の資質向上を図るための講習会・研修会を実施するとともに、指導者用テキスト及び各種啓発活動に活用できる啓発読本を作成配布した。

[平成26年度予算10,586千円の内数：文部科学省、3,709千円：厚生労働省]

- ・ 薬物乱用防止教室が適切に実施されるよう努めるとともに、薬物乱用防止教室の開催に伴う講師確保のため、(公社)日本薬剤師会及び薬物乱用防止教育認定講師の派遣等を依頼しているライオンズクラブ国際協会との緊密な連携を推進した。

厚生労働省・文部科学省・財務省・警察庁

- ・ 警察職員、麻薬取締官OB、学校薬剤師、税関職員等が薬物乱用防止教室に講師として赴き、乱用薬物の危険性・有害性について講義を行った。
- ・ 薬物乱用防止教室、学校警察連絡協議会等を通じて、健康被害事例等に係る情報提供を積極的に行うとともに、各種啓発資料について、都道府県教育委員会等に対して周知し、危険ドラッグを含む薬物の乱用防止について適切な指導を依頼した。

警察庁

- ・ 薬物乱用防止広報車の活用、薬物の標本やパネル等の展示などにより、薬物乱用防止教室の内容の充実に努めた。

[平成26年度予算3,988千円]

(学校と警察等関係機関・団体との連携強化)

文部科学省・厚生労働省

- ・ 薬物乱用防止教育の充実強化に資するべく、関係機関・団体等による研修会の開催や参考資料等の作成が促進されるよう、一層の連携強化を図ることについて周知に努めた。

警察庁・文部科学省

- ・ 学校警察連絡協議会等において、少年の薬物乱用の実態、規制薬物はもとより、危険ドラッグの危険性・有害性等について情報提供を行うとともに、薬物乱用を把握した場合の早期連絡の要請をするなど、学校関係者等との連携を図った。

(大学等の学生に対する薬物乱用防止のための啓発の推進)

文部科学省・厚生労働省・警察庁・内閣府

- ・ 若年層の大麻や危険ドラッグの乱用の広がり懸念されていることから薬物乱用防止のための啓発用パンフレット「薬物のない学生生活のために～薬物の危険は意外なほど身近に迫っています～」において危険ドラッグの情報を充実し、文部科学省のホームページで公開するとともに、すべての大学、短大及び専門学校の新1年生に配布した。

〔平成26年度予算9,697千円の内数：文部科学省〕

文部科学省

- ・ 大学等の学生に対して、薬物乱用防止に関する啓発活動を推進するため、大学等においては、入学時のガイダンスなど様々な機会を通じ大学等の学生に対して薬物乱用防止に係る啓発及び指導の徹底に努めること、また、文部科学省が作成・配布している「薬物のない学生生活のために」が活用できることについて周知に努めた。

警察庁

- ・ 大学等における薬物乱用を未然に防止するため、大学等から薬物乱用防止講習等の依頼があった場合には、講習会等で警察職員が薬物乱用の危険性・有害性等を説明するなど、大学生等に対する広報啓発活動を推進した。

【施策の効果】

文部科学省・厚生労働省・警察庁・財務省・内閣府

- ・ 学習指導要領の改訂に伴い作成した指導参考資料及び生徒用啓発教材の配布並びに研修会等を通じたそれらの活用促進により、学校における危険ドラッグを含めた薬物乱用防止に関する指導・教育内容の充実強化が図られた。
- ・ 関係機関等への協力要請及び効果的な取組事例集の活用等の薬物乱用防止教室の充実強化の周知徹底により、薬物乱用防止教室の開催率の向上が図られた。
- ・ 警察職員、麻薬取締官OB、学校薬剤師、税関職員、薬物乱用防止指導員等による薬物乱用防止教室等の開催や各種啓発資料の作成・配布により、児童生徒、学生等において薬物乱用による健康被害や危険性についての理解の促進が図られた。
- ・ 各種研修の実施により、薬物乱用防止に関する指導者の資質向上が図られた。
- ・ 危険ドラッグの人体への悪影響や危険性について、薬物乱用防止教室等を通じた

注意喚起により、啓発の強化が図られた。

(2) 有職・無職少年に対する啓発の推進

【施策の内容】

(労働関係機関・団体等による啓発の充実)

厚生労働省

- ・ 若年層の危険ドラッグの乱用の広がり懸念されていることから、有職・無職少年が、薬物乱用に関する正しい知識を得るため、危険ドラッグの情報を充実させるとともに、その悪影響等を記載した薬物乱用防止読本を作成し労働関係機関、青少年労働関係団体等に配布するとともに、あらゆる機会を捉えて配布を行った。

[平成26年度予算4,825千円]

(街頭キャンペーン等による啓発の充実)

警察庁

- ・ 関係機関・団体、ボランティア等とともに、駅前、繁華街、若者が集まるイベント会場等において、街頭キャンペーンを実施した。

【施策の効果】

警察庁・厚生労働省

- ・ 労働関係機関、青少年労働関係団体等への薬物乱用防止普及啓発読本の配布や街頭キャンペーン等により、有職・無職少年における薬物乱用に関する正しい知識の普及が図られた。

(3) 家庭や地域における薬物根絶意識の醸成

【施策の内容】

(家庭や地域における薬物乱用防止に関する啓発の推進)

文部科学省

- ・ (一社)全国高等学校PTA連合会が全国の高等学校1年生の保護者に配布している薬物乱用防止啓発パンフレットの作成に協力するなど、連携を推進した。

厚生労働省

- ・ 家庭における薬物乱用防止教育の一環として、全小学6年生の保護者を対象とした薬物乱用防止読本を作成・配布した。

[平成26年度予算7,793千円]

警察庁

- ・ あらゆる広報媒体を活用した広報、関係機関・団体、ボランティア等と協力したキャンペーンの実施等、幅広い広報啓発活動を展開し、家庭、地域における薬物乱用根絶意識の高揚を図った。

(薬物乱用少年の早期発見・補導に対する協力要請)

警察庁

- ・ 関係機関・団体、ボランティアと連携し、繁華街や駅前を始め、少年が薬物を乱用するおそれのある場所等における街頭補導活動を推進した。また、少年相談、その他あらゆる警察活動を通じ、薬物乱用少年の早期発見に努めた。
- ・ 少年のたまり場となりやすい場所等の管理者に対して不良行為少年等の発見時の速やかな通報を継続して依頼した。

【施策の効果】

厚生労働省・文部科学省

- ・ 家庭における薬物乱用防止教育の一環として薬物乱用防止読本を配布することにより、薬物乱用根絶意識の醸成を図るとともに、その環境整備に寄与した。

警察庁

- ・ 広報啓発等の各種活動を推進したことにより、家庭、地域における薬物根絶意識の醸成に寄与するとともに、薬物乱用少年の早期発見・補導を通じた薬物乱用防止が図られた。

(4) 広報啓発活動の強化

【施策の内容】

(街頭キャンペーン等による啓発の充実)

内閣府・警察庁・消費者庁・総務省・法務省・財務省・文部科学省・厚生労働省

- ・ 都道府県・指定都市及び関係機関等に対し、各種運動・月間等における危険ドラッグ等の薬物乱用に係る広報啓発の強化等について依頼し、危険ドラッグの危険性・有害性の周知徹底、訴求対象に応じた広報啓発活動の推進、関係機関の相談窓口の周知徹底等を図った。

厚生労働省

- ・ 官民が一体となり、国民一人一人の薬物乱用防止問題に関する認識を高めることにより薬物乱用の根絶を図るため、麻薬・覚醒剤乱用防止運動を開催し、街頭キャンペーン、地区大会等を積極的に展開した。特に危険ドラッグに対する啓発を積極的に行うとともに、併せて、ポスター、パンフレット等の様々な広報媒体を活用した普及啓発活動も実施した。

[平成26年度予算12,982千円]

- ・ 教育機関等からの派遣要請に応じて、小・中・高等学校及びイベント会場等に薬物乱用防止の専門家を講師として訪問させ、薬物乱用の危険性や現状等を直接伝えるとともに、ツイッターやフェイスブックを活用して情報発信を行い、啓発活動の強化を図った。

[平成26年度予算67,937千円]

警察庁

- ・ 警察庁において、薬物乱用防止広報強化期間（平成26年6月～7月）を設定するなど、関係部門、関係機関・団体等との連携を強化し、薬物乱用防止のための広報啓発活動を推進した。
- ・ 平成27年2月、薬物乱用防止意識の醸成のため、「薬物銃器犯罪根絶の集い・兵

庫大会」を開催し、薬物乱用防止のための広報啓発活動を推進した。

法務省

- ・ “社会を明るくする運動”～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～の一環として、危険ドラッグを含めた薬物乱用問題をテーマとした地域住民を対象とする講演会、住民集会、公開ケース研究会等を開催した。

[平成26年度予算1,086千円の内数]

文部科学省

- ・ 薬物乱用の危険性を身近に認識させるため、高校生から啓発ポスターのデザイン画及び啓発映像を公募し、すべての高校へポスターを配布するとともに、競技場等の大型ディスプレイシステムを活用し、薬物乱用防止を啓発する映像を放映した。

[平成26年度予算21,540千円の内数]

- ・ 薬物乱用防止教育関連資料を文部科学省及び（公財）日本学校保健会、（独）日本学生支援機構のホームページに掲載した。

(薬物乱用防止広報車の有効活用)

警察庁

- ・ イベント会場等において薬物乱用防止広報車を効果的に活用し、薬物乱用防止に関する正しい知識の普及を図った。

[平成26年度予算3,988千円]

(若い世代向けの様々な広報媒体を活用した啓発の推進)

警察庁

- ・ 若年層における薬物乱用を防止するため、若者が集まるイベント等の機会を利用した街頭キャンペーンを実施するなど、効果的な広報啓発活動を推進した。

厚生労働省

- ・ 都道府県に対して、夏休みに青少年が安易に薬物に手を出してしまう危険性があるため、当該期間中に、一層の薬物乱用防止普及啓発活動を実施するよう依頼した。

内閣府

- ・ 青少年に対して危険ドラッグの危険性等を周知するため、政府広報オンラインや内閣府ホームページにおいて、短編マンガを用いた啓発活動を実施した。

財務省

- ・ 税関ホームページや税関ツイッター等を活用し、海外旅行者等に向け、危険ドラッグの危険性について注意喚起を行うとともに、政府の取組の周知を行った。

内閣府・警察庁・消費者庁・総務省・法務省・財務省・文部科学省・厚生労働省

- ・ 都道府県・指定都市及び学校等の関係機関等に対し、卒業・進学・新入学等の時期において、青少年のインターネット利用実態等を踏まえ、「春のあんしんネット・新学期一斉行動」と連動させた危険ドラッグ等の薬物乱用に係る広報啓発の強化等について依頼し、危険ドラッグの危険性・有害性の周知徹底、訴求対象に応じた広報啓発活動の推進、関係機関の相談窓口の周知徹底等を図った。

【施策の効果】

内閣府・警察庁・消費者庁・総務省・法務省・財務省・文部科学省・厚生労働省

- ・ 各種啓発活動、多様な媒体を活用した広報活動等において、薬物乱用の実態や危険性、相談窓口の周知等を積極的に展開したことにより、国民の規範意識や薬物根絶意識の醸成が図られた。

(5) 関係機関による相談体制の充実

【施策の内容】

(相談機関間の連携強化)

厚生労働省・法務省

- ・ 麻薬取締官、都道府県職員、麻薬中毒者相談員、医療関係者、矯正施設職員、保護観察官等が参加する「薬物中毒対策連絡会議」を全国6か所で開催し、地域の関係機関間の連携を図った。

警察庁・文部科学省

- ・ 学校関係者や警察関係者等が参加し、非行や問題を抱えた少年に対する支援及び相互の連携の在り方等について意見交換を行うブロック協議会を開催した。

[平成26年度予算2,010千円：警察庁]

法務省

- ・ 少年鑑別所においては、一般少年鑑別の一環として薬物問題の相談に応じており、多くの地域で整備が進められている相談機関ネットワークに少年鑑別所も参加した。また、学校などの依頼に応じ、薬物乱用防止の授業を実施するなどした。

内閣府・警察庁・消費者庁・総務省・法務省・財務省・文部科学省・厚生労働省

- ・ 都道府県・指定都市及び関係機関等に対し、各種運動・月間等において関係機関の相談窓口等の周知徹底や関係機関・団体が連携した薬物乱用防止対策の充実強化等を図るよう依頼した。

(少年相談専門職員等の育成及び資質の向上)

警察庁

- ・ 少年相談専門職員や少年補導職員に向けた研修会や教養等の実施により、少年相談活動の充実に努めた。

[平成26年度予算6,321千円]

法務省

- ・ 一般少年鑑別に応じる職員（鑑別技官）に対しては、心理査定、面接技法、心理療法等に関する専門的な知識や技術を付与するための研修体制を整備し、専門性の向上を図った。

内閣府

- ・ 困難を有する子ども・若者の相談業務に携わる公的機関や民間団体の職員を対象とした研修を実施し、その際、危険ドラッグの危険性や薬物情勢等について情報提供した。

(相談窓口の周知)

厚生労働省・文部科学省・法務省

- ・ 高校生や大学生等に配布した薬物乱用防止啓発パンフレットにおいて、精神保健福祉センター等の薬物乱用防止相談窓口機関の周知を図った。

厚生労働省

- ・ 薬物に関する情報提供及び相談受付を行う「あやしいヤクブツ連絡ネット」を周知するポスター、リーフレットを作成し、都道府県や税関等から配布、掲示を行った。

[平成26年度予算2,869千円]

警察庁

- ・ ヤングテレホンコーナー等の相談窓口を掲載したリーフレットを配布するなどして、その利用促進を図った。

[平成26年度予算1,258千円]

内閣府・警察庁・消費者庁・総務省・法務省・財務省・文部科学省・厚生労働省

- ・ 都道府県・指定都市及び関係機関等に対し、各種運動・月間等における危険ドラッグ等の薬物乱用に係る広報啓発の強化等について依頼し、危険ドラッグの危険性・有害性の周知徹底、訴求対象に応じた広報啓発活動の推進、関係機関の相談窓口の周知徹底等を図った。【再掲】

【施策の効果】

警察庁

- ・ 少年相談専門職員等の育成及び相談機関間の連携強化による相談体制の充実が図られた。また、少年相談の機会等を活用した指導、助言等の実施により、少年の薬物乱用防止についての意識の醸成に寄与した。

法務省

- ・ 少年鑑別所において、一般少年鑑別により、相談者の薬物問題に対する理解を援助した。また、「一般少年鑑別」に当たる職員（鑑別技官）の研修の実施により、職員の専門性の向上が図られた。さらに、他の相談機関との連携の強化、パンフレットの配布等により、一般少年鑑別の相談窓口の周知が図られた。

内閣府・警察庁・消費者庁・総務省・法務省・財務省・文部科学省・厚生労働省

- ・ 薬物乱用の実態や危険性、相談窓口の周知等を積極的に展開したことにより、相談機関間の連携強化や相談窓口の周知が図られた。

(6) 危険ドラッグ等、多様化する乱用薬物に関する啓発等の強化

【施策の内容】

(学校等に対する健康被害事例についての情報提供)

文部科学省・厚生労働省・警察庁・内閣府

- ・ 若年層の大麻や危険ドラッグの乱用が問題となっていることから薬物乱用防止のための啓発用パンフレット「薬物のない学生生活のために～薬物の危険は意外なほど身近に迫っています～」において危険ドラッグの情報を充実し、文部科学省のホ

ホームページで公開するとともに、すべての大学、短大、大学院大学及び専門学校の新1年生に配布した。

[平成26年度予算9,697千円の内数：文部科学省]【再掲】

警察庁・文部科学省

- ・ 薬物乱用防止教室、学校警察連絡協議会等を通じて、危険ドラッグ等に関する情報の提供や、地域における青少年の薬物乱用について情報交換を行った。

厚生労働省

- ・ 従来より配布している小学6年生保護者向け、高等学校卒業予定者向け、有職・無職少年向けの薬物乱用防止啓発読本において、危険ドラッグを使用した者による健康被害や二次的犯罪についての内容を充実させ積極的な情報提供を実施した。さらに、薬物乱用防止指導員等が適切な指導を行えるよう、研修の場や各種イベントにおいても、積極的な情報提供を実施した。

財務省

- ・ 危険ドラッグに関する輸入規制について、税関見学会等の機会を利用し、その危険性・有害性等について注意喚起を行った。

(少年補導活動の推進)

警察庁

- ・ 危険ドラッグ等を乱用・所持する少年に対する積極的な補導活動を推進した。

(関係機関・団体等と連携した未然防止対策及び広報啓発の強化)

警察庁・厚生労働省・内閣府・消費者庁・総務省・法務省・財務省・文部科学省・経済産業省・国土交通省

- ・ 危険ドラッグの呼称名を新たに選定・公表し、関係機関・団体等に対し、新呼称名の使用について依頼する等、新呼称名の周知を図った。

厚生労働省

- ・ 危険ドラッグを含む指定薬物等の関連情報を収集、提供、また、相談に応じる「あやしいヤクブツ連絡ネット」を、厚生労働省ホームページ、薬物乱用防止啓発パンフレット等において紹介し、利用促進を図るとともに、厚生労働省が記者発表した情報の掲載、危険ドラッグの危険性の周知、メールマガジンの発行等、情報発信を行った。

[平成26年度予算8,554円]

- ・ 医薬品医療機器法に基づき新たな指定薬物若しくは麻薬が指定される度にそれらの情報を更新し、啓発、周知するポスターを作成し、厚生労働省のホームページに掲載し、利用を促進した。
- ・ 危険ドラッグの危険性を周知するため、何が含まれているか分からないということや積極的な指定薬物への追加により、危険ドラッグを持っているだけで犯罪になる可能性が高いということを国民に分かりやすく伝えるポスターを作成し、都道府県へ配布した。
- ・ 政府広報室が制作した危険ドラッグをテーマにした政府インターネットテレビの

番組において、麻薬取締部の取締現場の視点から見る危険ドラッグの危険性等について広報啓発した。

- ・ 新たに指定薬物を指定する省令が公布されたタイミングで新たな規制物質を含む製品例を厚生労働省のホームページで公表し、これらの製品は同ホームページにおいて、無承認医薬品に該当する蓋然性が高いことを説明するとともに、危険ドラッグ販売業者に対して販売等をしないよう警告し、国民に対してはこれらを所持・使用等しないように注意喚起を行った。

内閣府

- ・ 「政府広報オンライン」において、青少年に訴求力の高い啓発用短編マンガを用いた広報啓発活動を実施し、危険ドラッグの危険性の周知を図った。
- ・ 内閣府ホームページに、啓発用短編マンガやイラストを用いた青少年向けコンテンツを掲載し、危険ドラッグの危険性等を周知するとともに、政府の啓発資料や相談窓口等についても周知を図った。

[平成26年度予算1,338千円]

- ・ インターネット検索サービス事業者に対し、インターネットにおける薬物乱用防止に向けた政府の取組、最新の薬物情勢、スマートフォン等のインターネット接続機器の青少年への普及状況等についての情報提供を行い、危険ドラッグ等の乱用薬物を検索した場合に薬物の危険性を広報するホームページへ誘導する自主的な取組が効果的に行われるよう支援した。

内閣府・警察庁・厚生労働省

- ・ 「政府インターネットテレビ」において、危険ドラッグの危険性等についての動画を制作、公開し、幅広い層に向けて危険ドラッグの危険性の周知を図った。

内閣府・内閣官房

- ・ 「政府広報オンライン」、「政府インターネットテレビ」における短編マンガを用いた記事や動画等のコンテンツ、及び内閣府ホームページにおけるイラストを多用した啓発コンテンツ等について、ツイッター等のSNS上で拡散し、危険ドラッグの危険性の周知を図った。

警察庁

- ・ 各種広報用資機材を有効に活用するなどにより、危険ドラッグ等の害悪に関する効果的な広報・啓発活動を推進した。
- ・ インターネット上の違法・有害な情報の閲覧を防ぐフィルタリングの普及促進のために、少年、保護者、教育関係者等に対する広報啓発活動を実施するとともに、携帯電話事業者に対する販売時における保護者への説明強化等の要請の徹底等を推進した。

[平成26年度予算9,881千円]

- ・ 交通安全運動等の機会を通じ、危険ドラッグの危険性のほか危険ドラッグを使用した上で車両等を運転することの悪質性・危険性に関する広報啓発活動を推進した。

消費者庁・内閣府・警察庁・厚生労働省

- ・ 薬物乱用防止のための啓発ポスター等を、消費生活センター等の協力を得て配布

を行った。

総務省

- ・ スマートフォンを始めとする新たなインターネット接続機器やサービスが急速に普及し、青少年が保護者の目の届かないところでインターネット上の違法・有害情報にアクセスする危険性が高まっており、それらの情報へのアクセスを防止するため、フィルタリングを提供する携帯電話事業者等に周知するとともに、e-ネット安心講座の開催等を通して、フィルタリングの推進を図った。

[平成26年度予算429,000千円の内数]

- ・ 通信関連の諸団体において、違法な情報等の適切な削除等を行うためのガイドライン等を策定しているところ、危険ドラッグによる危害の発生の防止等を図るための、医薬品医療機器法の改正を踏まえた同ガイドライン等の改定を支援するとともに、通信関連の諸団体から加盟各社に対して同ガイドライン等について改めて周知徹底がなされるよう必要な取組を行った。

財務省

- ・ 関係業界に向けて違法薬物等の情報提供を要請するパンフレットの内容に、危険ドラッグを含めた。

文部科学省

- ・ 各都道府県教育委員会等に対し、薬物乱用防止教室の開催に際して、薬物等に関する専門的な知識を有する警察職員、麻薬取締官OB、学校薬剤師等の協力を得て、危険ドラッグを含む薬物の乱用防止についての適切な指導を求める通知を発出した。
- ・ 各都道府県教育委員会等に対し、スマートフォンを始めとする新たなインターネット接続機器やサービスが急速に普及し、青少年が保護者の目の届かないところでインターネット上の違法・有害情報にアクセスして、これらの危険ドラッグ等の薬物の乱用に巻き込まれる危険性が高まっていることから、青少年がこれらの薬物に関する情報を閲覧することを防止するためのフィルタリングの徹底等を促す通知を発出した。

国土交通省

- ・ 自動車運送事業者の運転者等に対し、当該薬物の使用禁止を徹底し、より一層の安全性向上を図ることを周知するよう、関係団体に依頼した。

内閣府・警察庁・消費者庁・総務省・法務省・財務省・文部科学省・厚生労働省

- ・ 都道府県・指定都市及び関係機関等に対し、各種運動・月間等における危険ドラッグ等の薬物乱用に係る広報啓発の強化等について依頼し、危険ドラッグの危険性・有害性の周知徹底、訴求対象に応じた広報啓発活動の推進、関係機関の相談窓口の周知徹底等を図った。【再掲】

【施策の効果】

内閣府・警察庁・消費者庁・総務省・法務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・経済産業省・国土交通省

- ・ 危険ドラッグの危険性や呼称名について積極的な広報啓発を実施したことによ

り、危険ドラッグの呼称名が広く周知されるとともに、危険ドラッグに関する正しい認識の普及や薬物根絶意識の醸成が図られた。

警察庁・厚生労働省・文部科学省・消費者庁

- ・ 危険ドラッグの危険性・有害性に関して、様々な広報媒体を活用して積極的に情報提供を実施したことにより、その体制が整備され、啓発強化が促進された。
- ・ 薬物乱用防止教室、学校警察連絡協議会等を通じた情報提供により、薬物乱用防止に関する指導の徹底と教育内容の充実が図られた。

警察庁

- ・ 積極的な補導活動の推進により、危険ドラッグ等の乱用防止が図られた。

総務省

- ・ フィルタリングを提供する携帯電話事業者等への周知や e-ネット安心講座の開催・各種リーフレットの配布等を通して、フィルタリングの推進が図られた。
- ・ 危険ドラッグに係る情報について、通信関連の諸団体加盟各社によるガイドライン等に基づく適切な対応が図られた。

財務省

- ・ 危険ドラッグの輸入規制について、税関見学会等を通じた注意喚起により、予防啓発の強化が図られた。

【まとめと今後の課題】

平成26年中の少年の覚醒剤事犯による検挙人員は92人で平成25年中と比較し、32人減少するとともに、検挙人員全体に占める少年の割合が低下した。また、学校種別に見ると中学生は2人、高校生は11人、大学生は11人（成人を含む。）であった。

少年の大麻事犯による検挙人員は80人で平成25年中と比較し、21人減少するとともに、検挙人員全体に占める少年の割合も上昇した。また、学校種別に見ると中学生は3人、高校生は18人、大学生27人（成人を含む。）であった。

平成26年度中の薬物乱用防止教室の開催率は78.4%で平成25年度中と比較し、4.9ポイント増加した。うち小学校は72.3%、中学校は88.3%、高等学校は83.6%であった。なお、講師の内訳では、警察職員が35.5%、麻薬取締官OB0.9%、学校薬剤師25.8%、薬物乱用防止教育に造けいの深い指導的な教員9.8%であり、全体の7割を占めていた。

近年、児童生徒において薬物乱用を拒絶する規範意識の向上が図られ、少年の薬物事犯の検挙人員及び検挙人員全体に占める割合は減少・低下傾向を示しており、体育科・保健体育科における指導に加えて薬物乱用防止教室の開催等の学校等における薬物乱用防止のための指導の充実及び広報啓発活動や街頭補導活動の強化といった取組が一定の成果を上げているものと認められる。

一方、20歳代については、大麻事犯の検挙人員は、長期的には減少傾向にあるものの、依然として高い比率を占めており、その割合が全体の約37%を占めている。

また、危険ドラッグ等、乱用される薬物が多様化しており、同薬物を使用した者による健康被害や二次的犯罪が昨年に比べて増加傾向にあり、青少年への広がり懸念される等、極めて憂慮する状況にある。

こうしたことから、今後も引き続き関係機関が連携して、青少年による薬物乱用の根絶

及び薬物乱用を拒絶する意識の向上のために以下の取組の一層の充実に努める必要がある。

- 学校等における薬物乱用防止のための指導の充実強化については、学習指導要領の改訂の趣旨を踏まえ、薬物乱用には人間関係、社会環境が影響することから、それぞれの要因に適切に対処する必要があることについて指導参考資料等を活用し体育科・保健体育科における指導の充実に努める必要がある。また、今後とも、すべての中学校及び高等学校において、年に1回は薬物乱用防止教室を開催するとともに、小学校における薬物乱用防止教室の開催の一層の推進や薬物乱用防止教室の内容の充実に努める必要がある。そのために、教員や薬物乱用防止教室の指導者の研修機会の充実に引き続き努める必要がある。
- 有職・無職少年に対する啓発の推進については、現在、危険ドラッグの青少年への広がりが懸念されているので、有職・無職少年に対して、この種薬物を使用した者による健康被害や二次的犯罪の事例に関する情報を提供し、正しい知識を周知することが重要である。このため、引き続き、この種薬物に関する最新の健康被害事例等の情報を充実させた啓発資材を作成していく必要がある。
- 家庭や地域における薬物根絶意識の醸成については、青少年による薬物乱用の未然防止の観点から、家庭や地域における啓発活動も重要である。このため、引き続き、家庭における啓発活動を実施するための保護者薬物乱用防止読本の作成、薬物乱用防止教室や地域のイベント等で活動する薬物乱用防止指導員の資質向上を図り、地域社会において、青少年に薬物乱用をさせない環境整備を推進していく必要がある。
- 広報啓発活動の強化については、薬物乱用未然防止のため、継続的に青少年をはじめ、国民一人一人が薬物乱用に関する問題について正しい認識を高めていくことが重要である。このため、街頭キャンペーン等の運動、様々な広報媒体を活用した広報、機会を捉えた広報の内容等の強化を図りつつ切れ目なく実施するとともに、受け手の視点に立った、より訴求性が高く、一体感・整合性のある広報啓発活動に努めていく必要がある。
- 関係機関等による相談体制については、地域住民の相談に的確かつ素早く対応するため、より充実した相談体制を構築する必要がある。
- 街頭補導活動については、関係機関・団体、ボランティア等と連携し、継続的に薬物乱用少年の早期発見・補導を行う必要がある。
- 少年鑑別所においては、一般少年鑑別の一環として薬物問題の相談に応じているところ、引き続き、地域の相談機関との連携強化に努め、相談に応じる職員の専門性の向上を図るとともに、相談窓口の周知に努める必要がある。
- 危険ドラッグ等、多様化する乱用薬物に関する啓発等の強化については、この種薬物に関する健康被害や規制強化についての情報提供体制の整備、活用を図り、ポスター、パンフレット等についても、青少年の印象に残るような工夫された啓発資材を作成する必要がある。

目標 2

薬物乱用者に対する治療・社会復帰の支援及びその家族への支援の充実強化による再乱用防止の徹底

(1) 国内における薬物依存・中毒者の医療体制の充実

(治療回復プログラムの作成)

【施策の内容】

厚生労働省

- ・ 厚生労働科学研究において、薬物依存に対する認知行動療法プログラムの開発と効果に関する研究を実施した。

【施策の効果】

厚生労働省

- ・ 薬物依存のメカニズム等の基礎的研究を進めることにより、治療法等の基盤づくりを推進した。

(治療回復プログラムの普及)

【施策の内容】

厚生労働省

- ・ 厚生労働科学研究において、薬物依存に対する認知行動療法プログラムの普及と均てん化に関する研究を実施した。

【施策の効果】

厚生労働省

- ・ 認知行動療法プログラムの普及を図ることにより、地域における薬物依存の治療の充実を推進した。

(民間団体・関係機関等との連携強化)

【施策の内容】

厚生労働省

- ・ 「依存症回復施設職員研修等事業」(平成22年度より開始)により、民間団体の依存症回復施設の質の担保及び依存症への対応力を一層強化するため、同施設職員に対する研修を行った。

[平成26年度予算6,724千円]

- ・ 「依存症治療拠点機関設置運営事業」(平成26年度より開始)により、指定した医療機関において、関係機関(医療機関、自治体、自助団体等)や依存症者の家族との連携・調整等を試行的に実施した。

[平成26年度予算11,743千円]

【施策の効果】

厚生労働省

- ・ 「依存症回復施設職員研修等事業」（平成22年度より開始）により、民間団体の依存症回復施設の職員の人材養成・資質向上、同施設の依存症への対応力向上、依存症への対応力の強化とともに、薬物依存患者への支援の充実が図られた。
- ・ 「依存症治療拠点機関設置運営事業」（平成26年度より開始）により、指定した医療機関において、関係機関（医療機関、自治体、自助団体等）や依存症者の家族との連携・調整等が図られた。

（２）薬物乱用者の社会復帰の支援の充実強化

（矯正施設における指導・教育の充実強化）

【施策の内容】

法務省

- ・ 民間自助団体や研究機関、大学等の専門家からなる薬物事犯受刑者処遇研究会（平成16年度に開催）での意見を踏まえて策定した標準プログラムに基づき、各刑事施設において薬物依存離脱指導を計画的に実施した。
- ・ 刑事施設においては、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律の下、薬物事犯受刑者に対して改善指導を義務付け、民間自助団体等の協力を得ることにより指導の充実を図った。
〔平成26年度予算59,361千円〕
- ・ 薬物依存離脱指導の更なる充実強化を図るため、平成21年、外部専門家の協力を得て検討会議を開催し、認知行動療法の手法を取り入れた薬物依存回復プログラムを開発し、平成24年度から女子パイロット庁（1庁）、平成25年度から男子パイロット庁（1庁）において、対象者の再犯リスクに応じた処遇プログラムの試行を実施した。
〔平成26年度予算2,146千円〕
- ・ 薬物依存離脱指導実施体制の充実強化を図るため、薬物事犯者処遇カウンセラーによる助言指導体制を整備した。
〔平成26年度予算99,127千円〕
- ・ 薬物依存のある対象者に対して、刑事施設における施設内処遇及び更生保護官署における社会内処遇の充実強化と相互の連携を図るため、平成24年度に矯正局と保護局との共同開発により視聴覚教材を作成したところ、同教材の活用により、刑事施設においては、受講対象者の薬物依存離脱指導への動機付けを高めさせた。
- ・ 法務省矯正局が刑事施設の教育担当職員に対し実施する集合研修等において、薬物依存離脱指導の徹底を図るための具体的方策等について検討を行った。
- ・ 薬物依存離脱指導の指導者育成のために、刑事施設8庁に薬物依存に関する専門の研究図書を整備した。
〔平成26年度予算1,379千円〕
- ・ 未決拘禁者に対する薬物依存及び回復に関する書籍を整備し、閲覧することを可能とした。

〔平成26年度予算7,664千円〕

- ・ 少年院においては、平成25年度から継続して、薬物依存がある在院者を対象に重点指導施設における矯正教育プログラム（薬物非行）を実施するとともに、新たに4庁を指導重点施設に指定し、集中的な指導を行う体制の整備を行った。また、指導職員の指導能力を向上させ指導体制を充実させるために、全少年院の職員を対象に集合研修を実施した。

〔平成26年度予算15,632千円〕

【施策の効果】

法務省

- ・ 刑事施設76庁において、標準プログラムに基づく指導が実施された。
- ・ 刑事施設78庁（刑務支所を含む）において、民間自助団体の協力を得た指導体制が整備され、指導内容の充実・強化が図られた。
- ・ 刑事施設78庁（刑務支所を含む）において、薬物事犯者処遇カウンセラーを配置し、薬物依存離脱指導実施体制の充実強化が図られた。
- ・ 刑事施設のパイロット庁2庁において、対象者の再犯リスクに応じた処遇プログラムの施行を行い、薬物依存離脱指導実施体制の充実強化が図られた。
- ・ 少年院においては、薬物依存又は薬物の使用経験のある少年を対象とした、薬物の再乱用防止に向けた指導の充実化が図られた。また、医療機関の職員を招へいした研修を実施することで、指導職員は薬物乱用防止のための効果的な処遇方法等に関する技能を得ることができた。

（保護司適任者確保と活動基盤の強化）

【施策の内容】

法務省

- ・ 薬物事犯の刑務所出所者等に対する社会復帰支援を担う保護司の安定的確保を一層推進するため、地域の幅広い層から保護司適任者の情報を得ることを目的とした「保護司候補者検討協議会」を全国で開催したほか、保護司活動の地域の拠点である「更生保護サポートセンター」を拡充するなど、保護司活動に伴う様々な負担軽減に努めた。

〔平成26年度予算765,678千円〕

【施策の効果】

法務省

- ・ 保護司適任者に関する情報が幅広く得られるようになったほか、薬物事犯の刑務所出所者等との面接場所や保護司同士の処遇協議の場など活動の基盤が強化された。

（更生保護施設等における指導・教育の充実強化）

【施策の内容】

法務省

- ・ 住居が不安定であったり、改善更生のための環境が整っていない薬物事犯の刑務所出所者等については、保健所、自助グループ等の協力を得て、薬物等に関する処遇を実施している更生保護施設や更生保護施設以外に宿泊場所を保有するNPO法人、社会福祉法人等に宿泊保護を委託した。また、全国10か所の薬物処遇重点実施更生保護施設において、精神保健福祉士や臨床心理士等の専門的資格を持ったスタッフによる薬物依存からの回復に重点を置いた専門的な処遇を実施した。
〔平成26年度予算4,878,456千円の内数〕

【施策の効果】

法務省

- ・ 住居が不安定であったり、改善更生のための環境が整っていない薬物事犯の刑務所出所者等については、更生保護施設や更生保護施設以外に宿泊場所を保有するNPO法人、社会福祉法人等に宿泊保護することにより社会復帰を促進させた。

(矯正施設入所中からの出所を見据えた生活環境の調整の充実強化)

【施策の内容】

法務省

- ・ 地方更生保護委員会において、主に出所後の帰住先が確保されていない薬物事犯受刑者に対し、薬物への依存度や関連する精神障害等の薬物事犯特有の問題性に焦点を当てた調査を実施し、生活環境の調整を実施する保護観察所との情報共有を行うことにより、社会生活への円滑な移行を図った。
〔平成26年度予算8,215千円〕

【施策の効果】

法務省

- ・ 地方更生保護委員会において、薬物事犯受刑者の問題性に応じた帰住先の確保等に資する情報を収集し、必要な連絡・調整を行った結果、保護観察所における生活環境の調整が促進された。

(保護観察対象者に対する指導・支援の充実強化)

【施策の内容】

法務省・厚生労働省

- ・ 公共職業安定所等の関係機関と連携し、薬物事犯者も含めた刑務所出所者等に対して就労支援を行うとともに、犯罪歴のある者を積極的に雇用する協力雇用主を開拓することにより、不就労で生活の安定しない薬物事犯の刑務所出所者等の就労確保を図った。
〔平成26年度予算：法務省215,848千円：厚生労働省256,548千円の内数〕

法務省

- ・ 保護観察所において、覚醒剤事犯保護観察対象者に対し、指導監督の一環として、

心理学等の専門的知識に基づき、認知行動療法を理論的基盤とした体系化された手順による覚せい剤事犯者処遇プログラムを保護観察の特別遵守事項として義務付けて実施するとともに、同プログラムに基づく指導を義務付けられず、又はその指導を受け終わった者に対する自発的意思に基づく簡易薬物検出検査を実施した。

〔平成26年度予算49,972千円〕

- ・ 保護観察所において、精神保健福祉機関や民間の自助グループの協力を得つつ、薬物事犯の刑務所出所者等の引受人・家族に対し、薬物乱用の有害性及び当該刑務所出所者等への対応等に関する知識を付与するための講習会・相談会を実施した。

〔平成26年度予算3,635千円〕

- ・ 保護観察所における上記講習会・相談会等において使用するために、薬物事犯の刑務所出所者等の引受人・家族を対象とし、薬物乱用の有害性及び当該刑務所出所者等への適切な対応等に関する知識を付与することを目的とした視聴覚教材を作成した。

〔平成26年度予算6,156千円〕

- ・ 薬物依存からの回復等に関する外部専門家を招へいし、薬物事犯の刑務所出所者等の処遇に当たる保護観察官を対象とした薬物依存対策研修を実施するとともに、保護観察官に対して処遇に関するスーパーバイズを実施した。

〔平成26年度予算11,820千円〕

- ・ 刑の一部執行猶予制度の施行を見据え、地方更生保護委員会及び保護観察所における薬物事犯の刑務所出所者等に対する調査、処遇等の充実強化策を検討するため、刑の一部の執行猶予制度施行準備会議を開催した。

〔平成26年度予算1,850千円〕

- ・ 薬物事犯の刑務所出所者等の再犯防止を充実するため、保護観察官を増員するなど必要な体制の整備に努めた。
- ・ 危険ドラッグを乱用するおそれがあると認められる保護観察対象者に対して、保護観察官による面接その他の機会において、必要に応じて、医療機関における医療や精神保健福祉センター等における支援を受けることを働き掛けた。

厚生労働省

- ・ 麻薬取締部において検挙した保護観察処分をつかない執行猶予判決を受けた初犯の薬物乱用者に対する再乱用防止プログラムを引き続き実施した。

【施策の効果】

法務省・厚生労働省

- ・ 公共職業安定所等の関係機関と連携して就労支援を実施するとともに、協力雇用主の開拓に努めた結果、相応の成果を得た。

法務省

- ・ 保護観察所における簡易薬物検出検査が、覚醒剤を使用していないという結果を積み重ねさせ、断薬の努力についての達成感を与えることによって、当該覚醒剤事犯保護観察対象者の断薬意志の維持及び促進につながったほか、覚せい剤事犯者処遇プログラムにおいて再発防止計画を策定させることなどにより、覚醒剤再乱用防

止を図った。

- ・ 保護観察官に対する研修及びスーパーバイズを実施し、保護観察官の処遇能力を向上させた。
- ・ 保護観察所における薬物事犯の刑務所出所者等の引受人・家族に対する講習会・相談会の実施により、引受人・家族に当該刑務所出所者等への適切な対応等に関する知識を付与した。
- ・ 保護観察官を増員するなど必要な体制の整備を図ったことにより、薬物事犯の刑務所出所者等の再犯防止の強化が図られた。

厚生労働省

- ・ 麻薬取締部において検挙した保護観察処分のつかない初犯の薬物乱用者に対する再乱用防止が図られた。

(相談窓口の周知及び相談体制の充実)

【施策の内容】

警察庁

- ・ 全国の警察本部に設置されている薬物乱用問題等に関する相談電話の利用促進を図るため、ホームページやリーフレットを活用して広報し、その周知に努めた。

法務省

- ・ 薬物事犯の刑務所出所者等に対し、必要に応じて、地域の医療機関における医療や精神保健福祉センター等における支援を受けることを働き掛けた。

厚生労働省

- ・ 全国の「薬物乱用防止相談窓口一覧」について厚生労働省ホームページ、携帯電話版ホームページ及び各種資材に掲載し、薬物乱用者が相談窓口を活用できるように周知・利用促進を図った。
- ・ 保健所、精神保健福祉センターにおいて、薬物依存症者に関する相談及び薬物依存に対する啓発、家族教室等を引き続き実施した。
- ・ 精神保健福祉センターにおいて、保健所、市町村等に対する技術指導・援助を引き続き実施した。

【施策の効果】

警察庁

- ・ 相談窓口の周知及び利用促進を図り、相談対応における関係機関との連携が促進されるとともに、地域における薬物の再乱用防止に関する正しい知識と理解の向上及び専門性の強化を図ることができた。

法務省・厚生労働省

- ・ 相談窓口を周知することにより、早期に身近な相談機関に相談できるようになるとともに、利用が促進された。

厚生労働省

- ・ 保健所、精神保健福祉センターにおける相談事業及び啓発活動により、薬物問題の早期発見・早期対応を可能とした。

- ・ 精神保健福祉センターによる地域の保健機関・医療機関等に対する技術指導・援助によって、相談機関担当職員の専門性の向上を図った。

（民間団体・関係機関等との連携強化）

【施策の内容】

厚生労働省

- ・ 「依存症回復施設職員研修等事業」（平成22年度より開始）により、民間団体の依存症回復施設の質の担保及び依存症への対応力を一層強化するため、同施設職員に対する研修を行った。

〔平成26年度予算6,724千円〕

厚生労働省・法務省

- ・ 麻薬中毒者相談員、麻薬取締官、都道府県職員、医療関係者、保健所職員、精神保健福祉センター職員、矯正施設職員、保護観察官等が参加する「薬物中毒対策連絡会議」を全国6地区で開催し、地域における関係機関間の連携を図り、再乱用防止対策を推進した。

法務省

- ・ 薬物事犯の刑務所出所者等が、当該依存に至った自己の問題性について理解を深めるとともに、規制薬物等に対する依存の影響を受けた生活習慣等を改善する方法を習得することを目的とした薬物依存回復訓練の実施を、民間の薬物依存症リハビリテーション施設等に委託した。

〔平成26年度予算4,878,456千円の内数〕

- ・ 精神科医等の薬物依存治療の専門家や民間の自助グループであるダルクの指導者等を構成員とした会議を開催し、保護観察所と地域の医療・保健・福祉機関等との効果的・実践的な連携方策について検討した。

〔平成26年度予算1,415千円〕

- ・ 薬物事犯の刑務所出所者等が居住する地域における薬物処遇に関連する関係機関・団体等との連携を図るため、保護観察所において地域支援連絡会議を実施した。

〔平成26年度予算1,230千円〕

- ・ 薬物依存離脱指導の効果的な実施、更生保護官署と連携した指導実施体制の整備を図るため、全国8ブロックにおいて、「薬物事犯者に対する処遇プログラムにおける矯正・保護実務者協議会」を開催し、双方のプログラムの実施状況等の情報を交換し、刑事施設と保護観察所との効果的な連携の在り方についての検討を実施した。

〔平成26年度予算2,182千円〕

【施策の効果】

厚生労働省

- ・ 「依存症回復施設職員研修等事業」（平成22年度より開始）により、民間団体の依存症回復施設の職員の人材養成・資質向上、同施設の依存症への対応力向上、依存症への対応力の強化とともに、薬物依存患者への支援の充実を図った。

法務省

- ・ 薬物依存回復訓練の実施により、訓練実施対象者について、当該依存に至った自己の問題性について理解を深めさせるとともに、規制薬物等に対する依存の影響を受けた生活習慣等を改善する方法の習得を促進することができた。
- ・ 薬物事犯の刑務所出所者等に対する地域における支援方策の検討が促進された。
- ・ 薬物事犯の刑務所出所者等が居住する地域における薬物処遇に関連する関係機関・団体等との連携が強化された。

(3) 薬物乱用者の家族への相談体制・支援等の充実

【施策の内容】

(相談窓口の周知及び相談体制の充実)

法務省

- ・ 保護観察所において、精神保健福祉機関や民間の自助グループの協力を得つつ、薬物事犯の刑務所出所者等の引受人・家族に対し、薬物乱用の有害性及び当該刑務所出所者等への対応等に関する知識を付与するための講習会・相談会を実施した。
〔平成26年度予算3,635千円〕【再掲】
- ・ 保護観察所における上記講習会・相談会等において使用するために、薬物事犯の刑務所出所者等の引受人・家族を対象とし、薬物乱用の有害性及び当該刑務所出所者等への適切な対応等に関する知識を付与することを目的とした視聴覚教材を作成した。
〔平成26年度予算6,156千円〕【再掲】

厚生労働省

- ・ 薬物乱用者の家族のための小冊子「ご家族の薬物問題でお困りの方へ」（家族読本）の巻末薬物相談窓口情報を更新し、全国の都道府県、保護観察所、刑事施設、少年院、民間団体等に配布した他、厚生労働省のホームページに掲載し、情報提供を行った。
〔平成26年度予算3,024千円〕
- ・ 保健所、精神保健福祉センターにおいて、薬物依存症に関する相談及び薬物依存に対する啓発、家族教室等を引き続き実施した。
- ・ 「依存症回復施設職員研修等事業」（平成22年度より開始）により、民間団体の依存症回復施設の質の担保及び依存症への対応力を一層強化するため、同施設職員に対する研修を行った。さらに平成24年度からはその対象を拡大し、依存症者の家族に対し、依存症について学習するための研修を行った。
〔平成26年度予算6,724千円〕

(民間団体・関係機関等との連携強化)

法務省

- ・ 薬物依存からの回復等に関する外部専門家を招へいし、薬物事犯の刑務所出所者等の処遇に当たる保護観察官を対象とした薬物依存対策研修を実施するとともに、保護観察官に対して処遇に関するスーパーバイズを実施した。【再掲】

[平成26年度予算11,820千円]

- ・ 地方更生保護委員会委員長・保護観察所長会同において、全国の保護観察所長に対し、刑の一部の執行猶予制度の施行を見据え、薬物事犯の刑務所出所者等の引受人・家族に対する講習会・相談会の積極的な開催を始め、関係機関との連携の強化について指示した。
- ・ 薬物事犯の刑務所出所者等が居住する地域における薬物処遇に関連する関係機関・団体等との連携を図るため、保護観察所において地域支援連絡会議を実施した。

[平成26年度予算1,230千円]【再掲】

警察庁

- ・ 即決裁判手続等により執行猶予判決が見込まれる者や薬物事犯者の家族らに対して関係機関の相談窓口等が掲載されたパンフレットを未決勾留期間中に配布・貸与するなど、再乱用防止対策の取組を推進した。

厚生労働省

- ・ 薬物依存・中毒者を抱える家族を支える活動を行う家族会の代表者及び薬物依存症の専門家による「再乱用防止対策講習会」を全国6か所で開催し、薬物に係る相談員や市民を対象に薬物中毒・依存症に対する理解を促進するとともに、相談に係る地域の関係機関間の連携を図った。

【施策の効果】

法務省

- ・ 保護観察所における薬物事犯の刑務所出所者等の引受人・家族に対する講習会・相談会の講師として薬物依存からの回復等を支援する民間団体の関係者を招くことにより、保護観察所と民間団体との連携が促進されるとともに、引受人・家族に当該刑務所出所者等への適切な対応等に関する知識を付与することができた。
- ・ 覚せい剤事犯者処遇プログラムでの薬物依存からの回復等に関する専門家のスーパーバイズや民間の薬物依存症リハビリテーション施設に対する薬物依存回復訓練の委託により、薬物事犯の刑務所出所者等の再乱用防止が図られた。

警察庁・厚生労働省

- ・ 相談窓口の周知及び利用促進を図り、相談対応における関係機関の連携が促進されるとともに、地域における薬物の再乱用防止に関する正しい知識と理解の向上及び専門性の強化を図ることができた。

厚生労働省

- ・ 「依存症回復施設職員研修等事業」（平成22年度より開始）により、民間団体の依存症回復施設の職員の人材養成・資質向上、同施設の依存症への対応力向上、依存症への対応力の強化とともに、薬物依存患者への支援の充実が図られた。また、平成24年度から、依存症者の家族に対しても、依存症について学習するための研修を行うことで、依存症家族の支援が図られた。

(4) 青少年の再乱用防止対策の充実強化

【施策の内容】

（「若年層向け薬物再乱用防止プログラム」等の普及）

内閣府

- ・ 都道府県等に対し、「平成24年度若年層向け薬物乱用防止プログラム等に関する企画分析報告書」等を踏まえた対応を依頼するなど、若年層向け薬物乱用防止プログラムの普及を図った。

（立ち直り支援活動の推進）

警察庁

- ・ 少年による薬物の再乱用を防止するため、必要に応じて、少年に対して継続的な助言、指導、カウンセリング等の継続補導を行うとともに、再非行に走る可能性がある少年及びその保護者に対して警察から積極的に連絡し、指導・助言や、体験活動等への参加、就学・就労等への支援を行う「少年に手を差し伸べる立ち直り支援活動」を推進した。

〔平成26年度予算55,217千円〕

【施策の効果】

警察庁

- ・ 個々の少年の状況に応じた立ち直り支援活動の実施により、少年の薬物再乱用防止が図られた。

（5）薬物乱用の実態、薬物依存症の治療法等に関する研究の推進

【施策の内容】

厚生労働省

- ・ 厚生労働科学研究において、薬物乱用・依存の疫学的研究、薬物乱用・依存等の実態把握等を実施した。
〔平成26年度予算15,000千円〕
- ・ 乱用薬物の鑑別法に関する研究を実施した。
〔平成26年度予算6,700千円〕
- ・ 厚生労働科学研究において、薬物依存に対する認知行動療法プログラムの開発と効果に関する研究を実施した。【再掲】
- ・ 厚生労働科学研究において、薬物依存に対する認知行動療法プログラムの普及と均てん化に関する研究を実施した。【再掲】
- ・ 厚生労働科学研究において、家族支援プログラムの開発に関する研究を実施した。

【施策の効果】

- ・ 薬物依存のメカニズム等の基礎的研究を進めることにより、治療等の基盤づくりを推進した。
- ・ 認知行動療法プログラムの普及を図ることにより、地域における薬物依存の治療の充実を推進した。

【まとめと今後の課題】

薬物事犯検挙者の大半を占める覚醒剤事犯検挙者における再犯者の割合は6割を超えている状況であり、薬物乱用を防止するためには、再乱用防止対策も重要である。

薬物乱用者の再乱用防止には、薬物依存症の治療と社会復帰支援が必要不可欠であり薬物依存症に対する治療を含めた対応・社会復帰には、関係各省庁間での連携のみならず、民間団体等との連携、薬物問題に悩む家族への支援も必要である。このため、薬物依存・中毒者の治療・社会復帰支援に関わる行政機関や関係機関の専門家が参加する会議を開催し意見交換等を行うことにより、関係機関の連携を促進するとともに、薬物に係る相談員や市民を対象にした薬物依存・中毒に対する正しい知識・理解の向上を図る講習会の開催を、今後も継続していくことが必要である。

薬物乱用者に対する治療・社会復帰の支援及びその家族への支援による再乱用防止においては、継続的な実態把握及び適切な指導が重要である。厚生労働科学研究では、薬物の依存性・精神毒性、乱用に関する意識・実態調査及び依存症の治療や支援における関係機関の連携・対応及び効果的なプログラムを検討することで、薬物依存症者の支援を図っている。

また、刑の一部の執行猶予制度の施行を見据え、社会復帰の支援や民間団体等との連携を一層強化する必要がある。

総務省の「薬物乱用防止対策に関する行政評価・監視」を受け、更に犯罪対策閣僚会議による「再犯防止に向けた総合対策」が策定されたことを踏まえ、刑事施設における薬物依存離脱指導の充実強化を図るとともに、刑事施設及び保護観察所の連携の強化について改善策を検討することが必要である。

保護観察所においては、覚醒剤事犯保護観察対象者に対し、覚せい剤事犯者処遇プログラム及び自発的意思に基づく簡易薬物検出検査を実施することにより、改善更生を図った。また、改善更生のための環境が整っていない薬物事犯の刑務所出所者等に対し、更生保護施設等への宿泊保護の委託や、就労支援等により、社会復帰を支援した。さらに、薬物事犯の刑務所出所者等の引受人・家族に対し、薬物依存からの回復等を支援する民間団体の関係者を講師とする講習会・相談会を実施したことにより、再乱用防止に一定の効果を上げている。

少年院においては、最近の薬物事犯少年の問題性・特性等を踏まえ、再乱用防止を図る観点から、効果的に処遇プログラムを実施するため、引き続き職員の指導力向上を図るとともに、処遇効果の検証を行う必要がある。

さらに、薬物乱用者やその家族等が、早期に相談窓口相談でき、継ぎ目なくきめ細やかな支援が受けられるようにするため、地域における各種相談窓口の周知徹底を図る必要がある。

目標 3

薬物密売組織の壊滅、末端乱用者に対する取締りの徹底及び多様化する乱用薬物に関する監視指導等の強化

(1) 組織犯罪対策の推進

(薬物密売組織の壊滅に向けた統一的な戦略の推進)

【施策の内容】

警察庁

- ・ 組織犯罪対策要綱に基づき、合同・共同捜査を積極的に推進し、関係機関・関係団体等と連携するなど、統一的な戦略を推進した。
- ・ 都道府県警察において、危険ドラッグ事犯に対し、迅速かつ組織的に対応すべく、警察本部長を長とする危険ドラッグ総合対策本部を設置するなど、各部門が横断的に連携した組織体制を構築した。
- ・ 関係機関と連携・情報共有を強化し、合同・共同捜査等を積極的に推進し、一斉合同立入による危険ドラッグ販売店舗の実態把握、危険ドラッグ乱用者に対する取締り及び販売店舗等に対する突き上げ捜査を行った。
- ・ 平成27年度において、危険ドラッグに係る指導取締り体制を強化するため、警察庁職員の定員を3人増員した。
- ・ 危険ドラッグの供給の遮断と需要の根絶を図るため、都道府県警察に対し、危険ドラッグに対する諸対策を更に推進するよう通達するとともに、警察幹部の全国会議においても危険ドラッグに対する諸対策の推進を指示した。

厚生労働省

- ・ 広域的な薬物密売事犯に係る情報を集約する等し、統一的な戦略の下、暴力団等による薬物密売組織に対する取締りを実施した。
- ・ 平成26年4月、麻薬取締官を増員し、広域的な危険ドラッグ事犯に特化した捜査員や情報分析に特化した捜査員を配置することにより組織体制の強化を図った。
- ・ 平成26年12月、「地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策」に「危険ドラッグ対策の推進」が盛り込まれたことを受け、危険ドラッグ対策における取締体制の強化のため、麻薬取締官を29名緊急増員することとし、平成27年1月9日、緊急公募を開始し、さらに麻薬取締官OB職員の再任用等により順次配置を進め、平成27年2月1日までに地方厚生局に29名配置した。
- ・ 薬物密売組織等に対する視察内偵・情報分析等のため、車両・装備資機材の整備を図った。

財務省

- ・ 税関における違法薬物を含む危険ドラッグに係る一層厳格な水際取締りを行うよう、全国の税関に対し徹底するとともに、全国の税関幹部の会議においても、税関における水際取締りの徹底について周知した。

【施策の効果】

警察庁・厚生労働省

- ・ 統一的な戦略に基づき、薬物密売組織の実態解明と取締りが推進された。

警察庁

- ・ 各部門が横断的に連携した組織体制を構築したことにより、迅速かつ組織的な危険ドラッグ対策が推進された。
- ・ 組織体制の強化・増員により、危険ドラッグに対する指導取締りの徹底が図られた。
- ・ 都道府県警察に対し、危険ドラッグに対する諸対策を更に推進するよう通達するとともに、警察幹部の全国会議においても危険ドラッグに対する諸対策の推進を指示したことにより、指導取締りや広報啓発等の危険ドラッグに対する諸対策が強力に推進された。

厚生労働省

- ・ 麻薬取締部の体制強化により、危険ドラッグに対する取締りの徹底が図られた。

財務省

- ・ 税関における違法薬物を含む危険ドラッグに係る一層厳格な水際取締りを行うよう、全国の税関に対し徹底するとともに、全国の税関幹部の会議においても、税関における水際取締りの徹底について周知したこと等により、情報収集活動の強化が図られ、また危険ドラッグに対する職員の意識の高まりが見られた。

(薬物密売組織の中枢に位置する者に対する取締りの徹底)

【施策の内容】

警察庁・厚生労働省

- ・ 暴力団、外国人薬物密売組織による密輸入事犯等において、徹底した突上げ捜査等から、薬物密売組織の中枢に位置する首領や幹部に焦点を当てた取締りを実施し、平成26年中、首領・幹部を含む暴力団構成員等6,668人を薬物事犯により検挙した。

警察庁

- ・ 平成26年中、危険ドラッグの製造拠点を13箇所摘発、7事件で検挙し、危険ドラッグの製造・卸売業者に係る密輸入事件を5事件で検挙し、危険ドラッグの販売店舗を95店舗摘発、うち少なくとも、91店舗を廃業に追い込んだことを確認した。

【施策の効果】

警察庁・厚生労働省

- ・ 密売組織の中枢に位置する首領や幹部に焦点を当てた取締りを実施したことにより、首領・幹部を含む暴力団構成員等による薬物事犯の取締りが推進された。

警察庁

- ・ 危険ドラッグの製造拠点や販売店舗等を摘発するとともに、製造・卸売業者に係る密輸入事件を検挙したことにより、複数の製造・販売ルートを壊滅した。

(厳正な科刑の獲得)

【施策の内容】

警察庁・厚生労働省

- ・ 厳正な科刑を獲得するため、業として行う薬物密売等を重く罰する麻薬特例法第5条の積極的な適用を推進するとともに、同条の適用事件については、特に裁判員裁判を見据え、捜査段階から被疑者の悪性、常習性、営利性等の分かりやすい立証に努めた。

法務省

- ・ 全国の検察官が出席する会同において、麻薬特例法等の関係法令の積極的な活用を推奨し、組織的な薬物事犯についての徹底した捜査の実施と厳正な科刑の実現に努めるよう指示した。

[平成26年度予算479,882千円の内数]

財務省

- ・ 医薬品医療機器法上輸入が認められていない指定薬物について、その不正輸入に対する抑止効果を高めることを目指し、関税法上の「輸入してはならない貨物」に追加し、関税法上重い罰則の対象とした。

【施策の効果】

警察庁・厚生労働省

- ・ 麻薬特例法第5条の積極的な適用に努めた結果、平成26年中、28件を適用し、暴力団構成員等の複数の薬物密売組織を壊滅した。

法務省

- ・ 平成26年においては、覚せい剤取締法違反等の麻薬・覚醒剤事犯について、第1審判決において被告人の大半が1年以上の懲役に処せられ、有罪判決を受けた者の約57%が実刑となった。特に、麻薬特例法違反については、約65%の者が実刑に処せられており、厳正な科刑が得られた。

(捜査手法の活用等)

【施策の内容】

警察庁・法務省・厚生労働省

- ・ 組織的に敢行される薬物密売を解明するため、麻薬特例法等の適正かつ効果的な運用に努めた。

【施策の効果】

警察庁・法務省・厚生労働省

- ・ 麻薬特例法の活用等により、暴力団構成員等の複数の薬物犯罪組織を摘発した。

(イラン人等外国人薬物密売組織対策の推進)

【施策の内容】

法務省

- ・ 通訳人に対するセミナーを実施し、刑事手続における通訳の遂行に必要な知識等を修得させ、その育成を図るとともに、民間通訳人の協力を確保するなど、通訳体

制の整備・充実を図った。

[平成26年度予算479,882千円の内数]

- ・ 厳格な上陸審査を行うため、全国の主要空海港に配備された高性能の偽変造文書鑑識機器を積極的に活用し、偽変造文書所持者の発見に努めた。

また、本邦に乗り入れる全ての航空機等の旅客等名簿の事前提出を義務付けており、当該航空機等の到着前に、要注意人物に対する事前確認を実施し、上陸審査に活用した。

併せて、上陸申請時に個人識別情報の提供を義務付けており、上陸申請者と旅券名義人との同一人性の確認及び要注意リストとの照合を正確かつ迅速に実施しているほか、指紋の偽装に対する取組を強化した。

また、事前確認及び上陸審査時において、国際刑事警察機構（ICPO）紛失・盗難旅券データベースとの照合を実施したほか、主要空港の直行通過区域におけるパトロール活動を行い、不審者の摘発や監視等を実施した。

[平成26年度補正後予算16,490,379千円の内数]

- ・ 平成26年中、本邦在留中に薬物事犯により有罪判決を受けた外国人のうち、227人の外国人について同有罪判決を受けたことを直接の理由として退去強制手続を執った（5年間で退去強制手続を執った者は1,415人）。

首都圏を管轄する東京入国管理局、東海・北陸地区を管轄する名古屋入国管理局及び近畿地区を管轄する大阪入国管理局に設置した摘発方面隊により、摘発をより一層強化した。

首都圏及び近畿・東海・北陸地区においては警察等関係機関とも緊密に連携するなどして入管法違反外国人に対する摘発を強化した結果、平成26年中は全国2,478か所の摘発を実施した。

[平成26年度補正後予算16,490,379千円の内数]

警察庁

- ・ イラン人等外国人薬物密売組織の活動地区に重点を置いた集中的かつ総合的な取締りを実施し、平成26年中、薬物事犯により来日外国人427人を検挙した。

厚生労働省

- ・ イラン人等外国人組織による密輸入事犯等を摘発し、密売組織構成員の役割分担等、薬物密売に関する実態解明に努めた。
- ・ 中国人等外国人組織による覚醒剤密売事犯を摘発し、密売ルート等の解明に努めた。
- ・ 民間人通訳人の協力確保により、通訳体制の整備・充実を図った。

【施策の効果】

警察庁・厚生労働省

- ・ 平成26年中来日外国人の薬物事犯の検挙人員は、前年から13人増加し、467人（うちイラン人は30人）となった。

（２）犯罪収益対策の推進

(薬物犯罪収益等に係る情報集約、分析の強化)

【施策の内容】

警察庁

- ・ 関係機関との連絡会議の開催や人事交流、外国の資金情報機関（F I U）との疑わしい取引に関する情報に係る情報交換のための枠組みの設定に向けた交渉等を推進し、平成26年末現在、78の国・地域のF I Uとの間で情報交換のための枠組みを設定した。また、平成26年中の外国F I Uとの情報交換件数は254件であった。
- ・ 新たな分析ツールの活用等、疑わしい取引に関する情報の分析手法の高度化を推進するとともに、分析の結果、薬物犯罪等に係る刑事事件の捜査又は犯則事件の調査に資すると認めた疑わしい取引に関する情報を、平成26年中は34万8,778件、捜査機関等へ提供した。平成26年中、都道府県警察が疑わしい取引に関する情報を端緒として検挙した事件数は1,001件で、そのうち薬物事犯は27件であった。

厚生労働省

- ・ 薬物犯罪収益等に係る実態解明活動を推進するため、薬物犯罪収益等の隠匿・收受行為の発見に努めた。

法務省

- ・ 犯罪収益移転防止法第12条に基づき、薬物犯罪及び薬物犯罪収益等に係るマネー・ロンダリング犯罪の捜査に役立てるため、国家公安委員会から提供された疑わしい取引に関する情報を最高検察庁を通じて全国の検察庁へ周知した。

【施策の効果】

警察庁

- ・ 関係機関との情報の共有や連携強化、薬物犯罪収益等に係る情報集約等が推進された。
- ・ 疑わしい取引に関する情報の分析手法の高度化が図られるとともに、薬物犯罪等に係る刑事事件の捜査又は犯則事件の調査に資すると認めた情報を捜査機関等に提供したことにより、薬物事犯の取締りが推進された。

厚生労働省

- ・ 薬物犯罪収益等に係る実態解明が推進された。

法務省

- ・ 薬物犯罪収益剥奪に係る麻薬特例法の運用が定着し、暴力団等の薬物密売組織に資金面から一定の打撃を与えた。

(薬物犯罪収益等の剥奪の徹底)

【施策の内容】

警察庁・厚生労働省

- ・ 麻薬特例法第6条及び第7条の適用を推進するとともに、薬物犯罪収益等の確実な剥奪を期すため、麻薬特例法第19条に基づく没収保全命令の活用にも努めた結果、平成26年中、麻薬特例法の適用件数は、第6条が5件、第19条が17件であった。

法務省

- ・ 全国の検察官が出席する会同において、薬物事犯につき、薬物犯罪収益の剥奪の徹底を含めた適切な対応に努めるよう指示した。

[平成26年度予算479,882千円の内数]

- ・ 平成26年に、麻薬特例法第11条等に基づく薬物犯罪収益等の没収規定を52人、同法第13条に基づく薬物犯罪収益等の追徴規定を231人にそれぞれ適用し、言い渡された没収・追徴額の合計は約3億3,457万円に上った。

【施策の効果】

警察庁・法務省・厚生労働省

- ・ 薬物犯罪収益の剥奪に係る麻薬特例法の適用が定着し、薬物犯罪収益等の確実な剥奪を行った結果、暴力団等の薬物密売組織を資金面から弱体化させた。

(薬物犯罪収益等の移転防止に向けた取組の推進)

【施策の内容】

警察庁

- ・ 所管行政庁と連携して、特定事業者を対象とした疑わしい取引の届出等に関する研修会を実施するなどし、平成26年中、特定事業者から37万7,513件の疑わしい取引の届出を受理した。
- ・ 平成26年中、取引時確認義務等に違反している疑いのある特定事業者に対する報告徴収を10件、所管行政庁に対して特定事業者に対して必要な措置を講じるよう促す意見陳述を11件実施した。
- ・ 外国F I Uとの間で設定した情報交換のための枠組みを活用し、平成26年中は254件の情報交換を行った。
- ・ 金融活動作業部会（F A T F）第三次審査で指摘された事項等に対応し、疑わしい取引の届出に関する判断の方法に関する規定等を整備するため、犯罪による収益の移転防止に関する法律の改正を行った。

【施策の効果】

警察庁

- ・ 所管行政庁と連携して実施した、特定事業者を対象とした疑わしい取引の届出等に関する研修会等を通じて、疑わしい取引の届出等の犯罪収益移転防止法に定める措置の適切な履行が図られた。
- ・ 外国F I Uとの積極的かつ迅速な情報交換を実施し、関連情報を薬物事犯捜査等に活用した。

(3) 巧妙化する密売方法への対応

【施策の内容】

警察庁

- ・ 組織犯罪対策要綱等に基づき、インターネット上の薬物関連違法情報等の収集及びインターネットを利用した薬物密売事犯の取締りを推進した。

- ・ 平成26年中、インターネットを利用した薬物密売事犯の検挙事件数は、19事件、サイトへの書込者ら76人を検挙した。
- ・ 平成26年中、危険ドラッグのインターネットによる販売対策として、インターネット販売専門店の摘発を推進し、6事件、6サイトを摘発した。
- ・ 携帯電話、インターネット利用による薬物密売に対し、麻薬特例法第9条等各種法令を活用して取締りを徹底するとともに、各種捜査手法の効果的な活用方法について検討を行った。
- ・ 平成18年6月から運用を開始した「インターネット・ホットラインセンター」(IHC)からの通報、サイバーパトロール等により、薬物密売等に関する情報の把握に努めた。
平成26年中、IHCから、「規制薬物の濫用を、公然、あおり、又は唆す行為」、「規制薬物の広告」、「指定薬物の広告」及び「危険ドラッグに係る未承認医薬品の広告」に関する違法情報について930件の通報を受けた。
 警察では、IHCから通報される違法・有害情報について、「全国協働捜査方式」による捜査を実施しており、平成26年中は、IHCの情報をもとに規制薬物関連事件について36件を検挙した。
また、IHCではこれらの情報について、サイト管理者等に対して715件の削除依頼を行った。
- ・ IHCの「ホットライン運用ガイドライン」では薬物関連の違法情報として規制薬物に関するもののみが規定されていたことから、同ガイドラインの見直しの検討がなされるよう、関係者に対し、危険ドラッグのインターネット上における流通状況等、必要な情報提供を行った。
 [平成26年度予算161,378千円]

厚生労働省

- ・ 都道府県警察、税関、海上保安庁及び全国麻薬取締部との連携を強化し、巧妙化する薬物事犯に対し、情報収集体制の強化及び捜査協力体制の確保を図った。
- ・ 麻薬取締部にサイバー犯罪対策官を設置し、麻薬取締部におけるインターネット監視により収集した情報を一元管理することにより、効率的にインターネットを利用した密売事犯を摘発した。
- ・ 携帯電話、インターネット利用による薬物密売に対し、効率的な捜査手法の活用を努め、取締りの徹底を図った。

【施策の効果】

警察庁

- ・ インターネット上における薬物関連違法情報の収集及びインターネットを利用した薬物密売事犯の取締りを推進し、危険ドラッグを含む複数の薬物密売サイトを閉鎖に追い込み、複数の供給ルートへの遮断に至った。
- ・ サイバーパトロールやIHCからの通報によりインターネット上における薬物密売等の情報を収集し、情報に基づく捜査を推進したことにより、薬物事犯の取締りが推進された。

- ・ IHCの「ホットライン運用ガイドライン」に、「指定薬物の広告」、「危険ドラッグに係る未承認医薬品の広告」(新たに指定薬物に指定され、その省令が公布されてから施行されるまでの間にある薬物を含有することが明らかであるものの広告)が違法情報として追加され、「危険ドラッグに係る未承認医薬品の広告」(指定薬物又は新たに指定薬物に指定され、その省令が公布されてから施行されるまでの間にある薬物である疑いが相当程度認められるものの広告)が有害情報に追加された。

厚生労働省

- ・ 各関係機関の連携及び情報収集・管理体制の強化により、捜査協力体制の強化が図られるとともに、情報の一元管理により、携帯電話、インターネットを利用した密売事犯に対し、効率的な摘発を実施した。

(4) 末端乱用者に対する取締りの徹底

【施策の内容】

警察庁・厚生労働省

- ・ 危険ドラッグを含む薬物の需要の根絶を図るため、末端乱用者の取締りを重点として推進した。

警察庁

- ・ 合同・共同捜査を積極的に推進し、関係機関・関係団体等と連携するなど、統一的な戦略を推進し、平成26年中、薬物事犯者13,121人を検挙した。
- ・ 危険ドラッグの末端乱用者等に対して、指定薬物に係る医薬品医療機器法違反のほか、麻薬及び向精神薬取締法違反など様々な法令を駆使して取締りを強化し、平成26年中、危険ドラッグ関連事件を706事件、840人検挙し、そのうち乱用者側を603事件、631人検挙した。
- ・ 薬物乱用防止講習会、薬物乱用防止広報啓発資料の配布及び各種メディアを通じて、指定薬物の単純所持・使用等の罰則強化等の周知を図った。
- ・ 蛇行運転等の異常な運転行為やこれに伴う事故については、危険ドラッグの使用の疑いがあることを念頭に危険運転致死傷罪等あらゆる法令の適用を視野に入れた厳正な取締り・交通事故事件捜査を推進し、平成26年中、危険ドラッグに係る交通関係法令違反(危険運転致死傷罪、過失運転致死傷罪等及び道路交通法違反)を157件、160人検挙した。

厚生労働省

- ・ 麻薬取締部に相談窓口(相談専用回線・来所相談)を設けるとともに、相談員を配備することにより、乱用者本人、家族等からの相談に随時対応した。
- ・ 「麻薬・覚醒剤乱用防止運動」を主催し、マスメディア等を活用した啓発活動を実施した。
- ・ 注射器の不正流通等の取締りを推進した。

財務省

- ・ 大麻種子の不法栽培等を阻止するため、大麻種子の水際取締りの徹底に努めた。
- ・ 学校等へ税関職員を派遣し、講演会や税関見学会等の広報啓発活動を行った。な

お、税関見学会等においては、薬物乱用防止を含めた社会悪物品等の密輸防止啓発ビデオを上映するとともに、模造麻薬見本や密輸手口の写真パネルを展示した。

- ・ 学校等へ税関職員を派遣して行う薬物乱用防止教室や税関見学会等において、違法薬物と併せて危険ドラッグの人体への悪影響や危険性について注意喚起を行った。
- ・ 税関ホームページや税関ツイッター等を活用し、海外旅行者等に向け、危険ドラッグの危険性について注意喚起を行うとともに、政府の取組の周知を行った。【再掲】
- ・ 関係業界に向けて違法薬物等の情報提供を要請するパンフレットの内容に、危険ドラッグを含めた。

内閣府・警察庁・消費者庁・総務省・法務省・財務省・文部科学省・厚生労働省

- ・ 都道府県・指定都市及び関係機関等に対し、各種運動・月間等における危険ドラッグ等の薬物乱用に係る広報啓発の強化等について依頼し、危険ドラッグの危険性・有害性の周知徹底、訴求対象に応じた広報啓発活動の推進、関係機関の相談窓口の周知徹底等を図った。【再掲】

【施策の効果】

警察庁・厚生労働省

- ・ 末端乱用者の取締りを重点的に推進し、薬物の需要の根絶に一定の成果を上げた。

警察庁

- ・ 薬物乱用防止講習会、薬物乱用防止広報啓発資料の配布及び各種メディアを通じて、指定薬物の単純所持・使用等の罰則強化等の周知を図った広報啓発を行った結果、危険ドラッグ等の薬物乱用を拒絶する規範意識の向上が図られるとともに、危険ドラッグ乱用者の家族等からの相談や通報による検挙に繋がった。
- ・ 危険ドラッグに係る交通関係法令違反検挙件数は前年比119件の増加、検挙人員は120人の増加となった。

厚生労働省

- ・ 広報啓発活動を推進することにより、薬物に関する正しい知識の普及に努めた。

財務省

- ・ 水際取締りの徹底により、大麻種子の密輸阻止に一定の成果を挙げた。
- ・ 講演会や税関見学会等を通じた国民に対する薬物乱用防止に関する広報啓発の充実により、薬物乱用を拒絶する規範意識を有する社会の形成促進に貢献した。
- ・ 危険ドラッグの人体への悪影響や危険性について、薬物乱用防止教室等を通じた注意喚起により、啓発の強化が図られた。

内閣府・警察庁・消費者庁・総務省・法務省・財務省・文部科学省・厚生労働省

- ・ 各種啓発活動、多様な媒体を活用した広報活動等において、薬物乱用の実態や危険性、相談窓口の周知等を積極的に展開したことにより、国民の規範意識や薬物根絶意識の醸成が図られた。【再掲】

(5) 正規流通への監督の徹底

【施策の内容】

厚生労働省

- ・ 医療用に使われる麻薬、向精神薬等の不正流出を防止するため、都道府県薬務主管課とともに、医療機関等への立入検査を実施し、医療機関、取扱業者、薬局等への指導監督を実施した。
- ・ 覚醒剤や麻薬・向精神薬の原料等が不正に輸出入されないことがないように、また、不正に薬物事犯者の手に渡ることがないように、取扱事業者等への指導監督・取締りを強化した。

【施策の効果】

厚生労働省

- ・ 正規流通の麻薬等の指導・監督を徹底することにより、不正流通防止が図られた。

(6) 関係機関の連携強化

【施策の内容】

警察庁・財務省・厚生労働省・海上保安庁

- ・ 関係機関による合同捜査を実施するなど、連携した取締りを推進した。
- ・ 密輸入情報の入手段階から関係機関による合同捜査を推進し、薬物密輸組織及び薬物密輸ルート of 徹底解明に努めた。

厚生労働省・財務省・警察庁・法務省・海上保安庁

- ・ 「薬物対策関係取締機関情報交換会」、「地区麻薬取締協議会」及び「密輸出入取締対策会議」等を通じて関係機関間の情報交換を促進し、情報の共有化を図った。

警察庁・財務省・厚生労働省・海上保安庁

- ・ 関係機関間の人事交流、研修への相互派遣及び合同訓練を推進し、関係機関の連携の強化を図った。

法務省

- ・ 関係機関との合同取締りを推進するなどして、全国2,478か所において、入管法違反外国人等の摘発を実施した。〔平成26年度補正後予算16,460,379千円の内数〕

【施策の効果】

警察庁・法務省・財務省・厚生労働省・海上保安庁

- ・ 情報交換等の推進等により、関係機関の連携強化等が図られ、覚醒剤等の密輸入事犯を摘発するなど、一定の成果を上げた。
- ・ 裁判員裁判の円滑な実施と社会への定着に向けた取組を推進した。

(7) 危険ドラッグ等、多様化する乱用薬物に関する監視指導等の強化

(指定薬物への迅速かつ効果的な指定の推進)

【施策の内容】

厚生労働省

- ・ インターネット監視や買い上げ調査を通じて流通している危険ドラッグの把握に

努めるとともに、国内流通前の物質についての情報も積極的に収集し、平成26年度で101物質を新たに指定薬物に指定した。

- ・ 危険ドラッグ対策の強化として、麻薬取締部に必要な鑑定機材を整備し、分析体制の強化を行った。

[平成26年度補正予算56,700千円]

- ・ 国内に流通する指定薬物情報を一元的に情報集約、データベース化し、関係機関に公開することで、情報の共有を図った。
- ・ 指定薬物への迅速な指定のため、指定薬物部会の開催頻度を増やした（平成25年度5回、平成26年度8回）。
- ・ 重大な事件に関与した危険ドラッグに含有されていた2物質を初めて指定手続の特例により指定薬物に指定した。
- ・ パブリックコメントの省略、指定薬物省令の公布から施行までの期間を短縮すること等により、指定薬物の迅速指定に努めた。
- ・ 指定薬物の迅速指定等を行うほか、指定薬物指定後に国内流通が確認された物質のうち麻薬と同種の有害性が確認されたものについては麻薬に格上げ指定する等規制を強化した。
- ・ 「危険ドラッグの乱用の根絶のための緊急対策」にもとづき、国立医薬品食品衛生研究所の検査機器等を増強した。

[平成26年度補正予算336,869千円]

警察庁

- ・ 都道府県警察科学捜査研究所への分析機器の配備に努めるとともに、分析結果をまとめたデータベースを配布することで、鑑定の高度化を図った。

[平成25年度補正予算2,744,560千円]

- ・ 危険ドラッグに係る事件・事故で把握した物品等について、厚生労働省に情報提供を行うなど、指定薬物への迅速な指定に向けた支援を行った。

財務省

- ・ 地方厚生局麻薬取締部、都道府県警察、税関が連携して、麻薬や指定薬物を含有する危険ドラッグの密輸入事件を摘発した。
- ・ 税関における違法薬物を含む危険ドラッグに係る一層厳格な水際取締りを行うよう、全国の税関に対し徹底するとともに、全国の税関幹部の会議においても、税関における水際取締りの徹底について周知した。【再掲】
- ・ 税関職員向けの内部ホームページに、危険ドラッグの概要について商品の例等を用いながら説明する資料を掲載した。更に、税関職員に対する研修において、本緊急対策の概要や税関での取締りの徹底等についての講習を行った。【再掲】

警察庁・財務省・厚生労働省・海上保安庁

- ・ 新たに指定された指定薬物等について、合同会議の開催等により、関係省庁間で迅速な情報共有がなされたほか、地方においても取締対策等について意見交換がなされる等、中央・現場レベルを問わず、関係省庁間における連携・情報共有の一層の強化が図られた。

【施策の効果】

厚生労働省

- ・ 指定薬物への指定の迅速化により指定薬物の数は平成27年3月時点で1,400以上となるなど、効果的な指定が推進された。
- ・ 指定薬物の迅速指定が実施されたことにより、危険ドラッグ販売業者に対する効果的な取締りが推進された。
- ・ 指定薬物に指定後も不正流通が継続し、麻薬と同種の有害性等が確認されたものについては麻薬に指定したことにより、規制が強化された。

警察庁

- ・ 鑑定機器の高度化及びデータベースの充実により、迅速かつ効率的な鑑定体制の構築が図られた。
- ・ ガスクロマトグラフタンデム質量分析装置の導入により、科学捜査研究所における危険ドラッグの鑑定の高度化が図られた。
- ・ 危険ドラッグに係る事件・事故で把握した物品等について、厚生労働省に情報提供を行った結果、指定薬物への迅速な指定が行われ、効果的な取締りが推進された。

財務省

- ・ 税関は、地方厚生局麻薬取締部及び都道府県警察との合同捜査により、麻薬や指定薬物を含有する危険ドラッグの密輸入事件の摘発に至った。
- ・ 税関における違法薬物を含む危険ドラッグに係る一層厳格な水際取締りを行うよう、全国の税関に対し徹底するとともに、全国の税関幹部の会議においても、税関における水際取締りの徹底について周知したこと等により、情報収集活動の強化が図られ、また危険ドラッグに対する職員の意識の高まりが見られた。

(販売業者に対する監視指導・取締りの強化)

【施策の内容】

警察庁・厚生労働省

- ・ 都道府県警察、地方厚生局麻薬取締部及び都道府県薬務主管部局が連携を強化し、危険ドラッグを取り扱う販売業者へ指導・警告するとともに取締りを実施した。

警察庁

- ・ 危険ドラッグの販売業者等に対して、指定薬物に係る医薬品医療機器法違反のほか、麻薬及び向精神薬取締法違反など様々な法令を駆使して取締りを強化し、平成26年中、危険ドラッグ関連事件を706事件、840人検挙し、そのうち供給者側を103事件、209人検挙した。
- ・ 平成26年中、危険ドラッグの販売店舗等に対する摘発を推進し、25都道府県において、95店舗を摘発し、うち少なくとも、91店舗を廃業に追い込んだことを確認した。【再掲】
- ・ 平成26年中、危険ドラッグのインターネットによる販売対策として、インターネット販売専門店の摘発を推進し、6事件、6サイトを摘発した。【再掲】
- ・ 危険ドラッグの販売実態等を踏まえ、宅地建物取引業協会等と連携し、建物賃貸借契約書に危険ドラッグ販売行為の禁止を盛り込むよう申し合わせ、協定を締結し

た。

- ・ 危険ドラッグの物流ルートの遮断を目的に、トラック協会等と連携し、運送契約に際し、危険ドラッグの運送禁止を盛り込むよう申し合わせ、協定を締結した。

厚生労働省

- ・ 薬事法を改正し、平成26年4月より、指定薬物の医療等の用途以外での所持、使用等を禁止した。
- ・ 緊急対策を受け、危険ドラッグ販売店舗に対する検査命令、販売等停止命令の具体的な実施方法を検討、整備し、平成26年8月、初めての地方厚生局による危険ドラッグ販売店舗に対する検査命令等を実施、以後も継続的に検査命令等を実施することにより、危険ドラッグの流通を規制した。
- ・ 平成26年8月、地方自治体に対し、危険ドラッグを無承認医薬品として取締るための基準を明確にする通知を発出し、危険ドラッグの取締りを推進した。
- ・ 平成26年11月の法改正に伴い、検査命令を実施した物品を告示し、販売などを広域的に禁止することが可能となったことを受け、積極的に同制度を活用することにより、危険ドラッグに係る規制の強化が図られた。
- ・ 危険ドラッグ販売業者等に対する積極的な捜査を実施し、医薬品医療機器法違反で平成26年中に54事件、57人を検挙した。
- ・ 関係省庁及び関係機関において、危険ドラッグに関するインターネット上の違法・有害情報等対策プロジェクトチーム会議を開催し、情報共有するとともに取組状況や検討課題を議論し、官民の連携体制を整備した。
- ・ 平成26年11月の法改正により、危険ドラッグ販売サイトに対する削除要請が明文化されたことを受け、プロバイダ等に対しインターネット利用による危険ドラッグ販売サイトに対する積極的な削除要請を実施した。
- ・ 緊急対策を受け、インターネット上の危険ドラッグ販売サイトを積極的に削除できるよう、主要インターネット業界団体との協議を開始し、業界団体で定めているインターネット上の違法情報への対応ガイドラインを改訂することを要請し、改訂内容に関する具体的検討の支援を行った。
- ・ 平成26年11月の法改正により、プロバイダ等の責任が制限されたことを受け、主要インターネット業界団体等に対し、広域的に禁止された物品等を広告するサイトを積極的に削除できるよう、業界ガイドラインを改訂することを要請した。
- ・ あやしいヤクブツ連絡ネット及びインターネットパトロール事業を活用した積極的なインターネット監視により、インターネット上の危険ドラッグに関する情報収集に努めた。

〔平成26年度予算31,513千円〕

財務省・厚生労働省

- ・ 平成26年11月、医薬品医療機器法が改正されたことにより、検査命令、販売等停止命令の対象に「指定薬物と同等以上に精神毒性を有する蓋然性が高い物である疑いがある物品」が追加されたことを受け、財務省と厚生労働省の間で、輸入される危険ドラッグに対する検査命令等の具体的実施方法について協議を開始し、平成27年2月より、検査命令等を実施できるよう、関係機関の連携体制を整備した。

財務省

- ・ 医薬品医療機器法上輸入が認められていない指定薬物について、その不正輸入に対する抑止効果を高めることを目指し、関税法上の「輸入してはならない貨物」に追加し、関税法上重い罰則の対象とした。【再掲】

消費者庁

- ・ 危険ドラッグの通信販売サイトのうち、特定商取引法上の表示義務に違反しているおそれのあるサイトの運営者に対し、表示の是正を要請（平成26年8月に77サイト）するとともに、当該通信販売サイトにインターネット接続サービスを提供するプロバイダー等に対して情報提供を行った。
- ・ 危険ドラッグの通信販売サイトのうち、是正要請を行っても表示が是正されず特定商取引法上の表示義務に違反していたサイトの運営者に対し、特定商取引法第14条第1項に基づく行政処分（指示）を行った（平成26年9月に1サイト、平成27年3月に5サイト）。

法務省

- ・ 全国の検察官が出席する会同において、危険ドラッグ事犯に対する関係法令の積極的な活用を推奨し、危険ドラッグの製造・販売業者等に対する徹底した捜査の実施と厳正な処分及び科刑の実現に努めるよう指示した。

【施策の効果】

警察庁・厚生労働省

- ・ 危険ドラッグ販売店舗に対する立入検査等を強化し、販売業者等に対する連携した指導・取締り等を推進した。

警察庁

- ・ 指定薬物に係る医薬品医療機器法違反のほか、麻薬及び向精神薬取締法違反など様々な法令を駆使して危険ドラッグ販売店舗等に対する摘発を推進した結果、多数の危険ドラッグ販売店舗を廃業に追い込むなど、危険ドラッグの供給ルートの遮断に一定の効果上げた。
- ・ 宅地建物取引業協会等と連携し、建物賃貸借契約書に危険ドラッグ販売行為の禁止を盛り込むよう申し合わせ、協定を締結した結果、危険ドラッグ販売店舗阻止に向けた基盤の構築が図られた。
- ・ トラック協会等と連携し、運送契約に際し、危険ドラッグの運送禁止を盛り込むよう申し合わせ、協定を締結した結果、危険ドラッグの物流ルートの遮断に向けた基盤の構築が図られた。

厚生労働省

- ・ 平成26年8月以降、全国の危険ドラッグ店舗に対して、平成27年4月時点でのべ107店舗の1,202製品に検査命令を実施した結果、販売店舗をほぼ壊滅に追い込んだ。（平成26年3月時点で215店舗存在したものが、平成27年4月時点で2店舗に減少。）
- ・ 平成27年3月時点で、危険ドラッグ85製品を告示し、同製品の流通を規制した。
- ・ インターネットを利用した危険ドラッグ販売サイトについて、平成26年11月の法改正以降、200サイトに対して削除要請を実施し、133サイトを閉鎖又は販売停止さ

せ、容易に危険ドラッグを入手できる機会を減少させた。

- ・ 当省からの要請に応じる形で、平成26年10月に、新たに指定薬物に指定される製品について、省令の公布から施行までの間は「危険ドラッグに係る未承認医薬品」として、それら製品を広告する販売サイトを削除対象とする主要インターネット業界団体のガイドライン改訂が行われた。さらに、平成26年11月の法改正で、告示により危険ドラッグの広域的な製造販売等を禁止する規定が設けられたことを受け、平成26年12月には、告示された製品等を広告する販売サイトを削除対象とするなどの改訂が実施され、インターネットにおける危険ドラッグ対策が強化された。

財務省・厚生労働省

- ・ 関係機関との連携に基づき、財務省から情報提供を受け、厚生労働省では、輸入される危険ドラッグ25物品を医薬品医療機器法に基づく検査命令等の対象と判断し、輸入通関手続きを差し止め、うち3物品について検査命令等を実施するなど、危険ドラッグに対する輸入阻止の徹底が図られた。

消費者庁

- ・ 平成26年8月に表示の是正要請を行った77サイトのうち、平成26年12月9日までに63サイトが閉鎖し、3サイトが通信販売を中止した。6サイトについては表示が是正された。
- ・ 平成26年9月に行政処分（指示）を行った1サイトについては、平成26年10月に、平成27年3月に行政処分（指示）を行った5サイトについては、平成27年5月に、それぞれ閉鎖を確認した。

法務省

- ・ 危険ドラッグの製造・販売事案について、医薬品医療機器法の指定薬物に係る罰則規定や医薬品に係る罰則規定を活用して厳正な処分が行われた。

【まとめと今後の課題】

暴力団、外国人薬物密売組織及び危険ドラッグ販売業者等の壊滅に向け、統一的な戦略に基づいた取締りの推進、取締り体制の強化、薬物密売組織の中枢に位置する者に対する取締りの徹底、麻薬特例法の活用等による厳正な科刑の獲得、各種捜査手法の活用等の組織犯罪対策を推進するとともに、薬物犯罪収益の剥奪の徹底等の犯罪収益対策を強力に推進した。

その結果、首領・幹部を含む暴力団関係者、外国人密売組織関係者及び危険ドラッグ販売業者等を薬物事犯で多数検挙し、犯罪収益の没収・追徴を行ったことにより、薬物密売組織を人的・資金面から弱体化させた。

一方で、インターネット・宅配便等を利用した薬物密売事犯が横行しており、密売方法が巧妙化・潜在化・広域化の状況にあることから、薬物密売組織の実態把握、関係機関との連携による取締りのほか、インターネットを利用した薬物密売事犯に対しては、サイバーパトロールを積極的かつ効果的に実施し、「全国協働捜査方式」による捜査や違法情報の削除要請等を引き続き推進する必要がある。

また、裁判員裁判において、薬物事犯の社会に与える悪影響等について裁判員の理解が

得られるよう、引き続き、分かりやすい立証の方法に配慮し、厳正な科刑を獲得することにより、薬物密売組織に打撃を与えていくことが必要である。

薬物需要の根絶については、末端乱用者に対する取締りを徹底し、多数の末端乱用者を検挙したものの、覚醒剤事犯検挙人員は依然として1万人を超え、危険ドラッグに係る検挙人員は前年から大幅に増加するなど、いまだその乱用の実態がみられるところであり、国内における根強い薬物需要がうかがわれることから、取締りを一層強化する必要がある。

危険ドラッグ対策については、インターネット広告の監視、物品の買い上げ調査、立入検査及び乱用者や販売業者の突き上げ捜査を通じて、その流通実態の把握に努めるとともに、都道府県警察、地方厚生局麻薬取締部、都道府県薬務主管部局、税関及び海上保安庁が連携を強化し、厳格な水際取締り、危険ドラッグ販売業者への指導・警告、医薬品医療機器法違反や麻薬及び向精神薬取締法違反など様々な法令を駆使した取締りを推進するなど、販売形態の変化を踏まえた対策を強化する必要がある。また、新たに流通が確認された幻覚等の作用を有する物質については、医薬品医療機器法の指定薬物への迅速な指定を行うなど、引き続き規制を強化していく必要がある。

さらに、向精神薬や覚醒剤等の原料が不正に流通し、薬物事犯者の手に渡ることがないよう、医療機関や取扱業者等の指導監督・密造事犯の取締りを徹底する必要がある。

今後も、薬物の供給側である薬物密売組織の壊滅、末端乱用者の取締りによる薬物需要の根絶に向け、関係省庁・関係団体の緊密な連携の下、総合的な対策を推進していく必要がある。

目標 4

水際対策の徹底による薬物の国内流入の阻止

(1) 密輸等に関する情報収集の強化

(民間からの情報収集の強化)

【施策の内容】

警察庁・財務省

- ・ ホームページ等を活用し、いわゆる「運び屋」方式等の密輸入事犯を抑止するための広報・警告を行うとともに、関係機関合同による街頭キャンペーンを実施し、国民の理解と協力を求めた。

警察庁

- ・ 漁業関係者等の関係業界との連絡協議会の開催により、密輸関連情報の提供を呼びかけた。

財務省

- ・ 密輸情報提供リーフレットや密輸ダイヤル周知CM等の活用により、密輸ダイヤル「0120-461-961」を積極的に広報し、薬物等を含めた密輸入情報の提供を広く呼びかけた。また、各所等において密輸情報提供用のリーフレットを配布し、広報啓発活動を行った。
- ・ 覚醒剤等の社会悪物品の密輸入防止に関する情報提供等を目的とした税関展等を開催するとともに、税関ホームページやソーシャルメディアを活用し、薬物摘発を含めた各税関の事件発表を周知する等、広く一般国民に対して税関における水際取締対策等を広報した。
- ・ 財務省及び各税関において「密輸防止に関する覚書」(MOU)等を締結している関係業界団体に対し、薬物等の密輸入情報の提供を依頼し、その入手に努めた。
- ・ 通関業者、船舶代理店等の関係業者に対して、各種会合等を通じて、情報提供等の協力依頼を行い、不審情報の通報を促進した。
- ・ 漁港等に税関職員を派遣して、漁協、地域住民及び同地域に配置している税関協力員等に対し、薬物等の密輸入情報提供の依頼を行うとともに、不審船舶等に係る情報収集を実施した。
- ・ 関係業界に向けて違法薬物等の情報提供を要請するパンフレットの内容に、危険ドラッグを含めた。【再掲】

海上保安庁

- ・ 「海のものもは118番」を積極的に広報し、薬物事犯等の情報提供を一般国民に対して広く呼びかけたほか、海事・漁業関係者に対して、薬物事犯に係る情報の提供依頼等を行った。

【施策の効果】

警察庁・財務省・海上保安庁

- ・ 関係機関による広報により、電話等による情報窓口に対する国民の認識が広まっ

たこと等により、一般市民、海事・漁業関係者や関係団体等から不審情報をはじめとする様々な参考情報が寄せられるなど、情報収集活動を推進した。

(組織・装備の強化)

【施策の内容】

警察庁

- ・ 組織犯罪対策要綱に基づき、合同・共同捜査を積極的に推進し、関係機関・関係団体等と連携するなど、一体的かつ効果的な組織犯罪対策を推進した。

財務省

- ・ 密輸取締り強化のため、必要な人員の確保に努めた。また、犯則調査センター室（東京税関）及び監視取締センター室（横浜税関）において、既存の資機材の有効活用を図り、情報収集及び監視取締体制の充実を図った。

厚生労働省

- ・ 麻薬取締官の増員・情報収集体制の強化を図るとともに、所要の捜査資機材の整備を図った。

海上保安庁

- ・ 海上・沿岸等における取締体制の強化等のため、平成 26 年度には海上保安庁職員を増員し、また、巡視船艇・航空機及び海上保安関係施設を整備した。
- ・ 薬物等の密輸入対策の強化のため、情報収集・分析等の捜査資機材の充実強化を図った。

【施策の効果】

警察庁・財務省・厚生労働省・海上保安庁

- ・ 統一的戦略の強化、情報収集体制の強化、必要な人員の増員や捜査資機材の整備を図ったこと等により、薬物密輸組織等に対する情報収集活動の強化が図られ、組織の実態解明が促進されるとともに、薬物密輸組織等を摘発するなど、一定の成果を得た。

(原料物質の輸出入対策・管理体制の強化)

【施策の内容】

厚生労働省・経済産業省

- ・ 原料物質に係る輸出入の動向等について、国際麻薬統制委員会（I N C B）との間で情報交換を行うとともに、I N C B の要請に基づき、麻薬新条約付表 I 及び付表 II に掲げられている物質について、仕向国、仕出国、我が国から輸出される物質の用途を報告した。

厚生労働省

- ・ I N C B が実施する輸出事前通告制度に参加することにより、I N C B との連携強化に努め、対応の可能性がある原料物質の情報収集に努めた。
- ・ 関係国に麻薬取締官を派遣することや国際会議への参加を通じて、薬物及びその原料物質等の動向に関する情報交換を実施し、密輸出入対策の強化を図った。

経済産業省

- ・ 麻薬新条約上、国際的な流通管理を実施すべきと定められている原料物質について、関係法令に基づき、国際会議等を通じた情報を踏まえながら、輸出審査を厳格に実施した。また、包括承認を受けた輸出事業者が自ら取引をチェックするための参考事項をホームページに掲載し、普及啓発に努めた。
- ・ I N C Bより公表されている「化学産業における自主的行動基準ガイドライン」の紹介をはじめ、国際取引における原料物質の押収状況等の国際動向及び我が国における貿易管理の取組状況について講演会を開催し、輸出事業者等に対し、法律に基づく管理に加え、事業者における自主管理の徹底を要請した。

[平成26年度参加者数：68社95名]

【施策の効果】

厚生労働省・経済産業省

- ・ 我が国から輸出される原料物質について、用途・需要者を厳格に審査することにより麻薬製造に使われることを抑止した。
- ・ 我が国の麻薬原料の輸出入に関する情報に関して、I N C Bとの共有が図られた。
- ・ 原料物質の輸出入対策に係る各国・国際機関の連携強化により、乱用薬物の密造対策を推進した。

経済産業省

- ・ 麻薬原料物質に関する貿易管理の重要性に関し、我が国の主たる輸出事業者等の一層の意識向上が図られた。

(2) 密輸取締体制の強化・充実

(関係機関の連携強化)

【施策の内容】

警察庁・法務省・財務省・厚生労働省・海上保安庁

- ・ 密輸出入取締対策会議、薬物対策関係取締機関情報交換会等を開催し、意見・情報交換を実施したことにより、密輸情勢に関する情報等の一層の共有化を図った。

財務省・厚生労働省・海上保安庁

- ・ 現場レベルでの情報交換をより一層推進し、合同による立入検査、張込み等を行うなど連携強化を図った。

警察庁・財務省・海上保安庁

- ・ 密輸対策の合同訓練等、薬物の密輸入等を想定した合同取締訓練を実施し、関係機関の連携強化及び取締能力の向上を図った。

総務省・財務省

- ・ 国際郵便物の検査に係る現場レベルでの一層の連携強化が図られ、税関による国際郵便物の検査が効果的に行われるよう、日本郵便株式会社に対し協力を要請した。

財務省・厚生労働省

- ・ 平成26年11月、医薬品医療機器法が改正されたことにより、危険ドラッグに対する検査命令、販売等停止命令の対象に「指定薬物と同等以上に精神毒性を有する蓋

然性が高い物である疑いがある物品」が追加されたことを受け、財務省と厚生労働省の間で、輸入される危険ドラッグに対する検査命令等の具体的実施方法について協議を開始し、平成27年2月より、検査命令等を実施できるよう、関係機関の連携体制を整備した。【再掲】

厚生労働省・警察庁・財務省

- ・ 地方厚生局麻薬取締部、都道府県警察、税関が連携して、麻薬や指定薬物を含有する危険ドラッグの密輸入事件を摘発した。【再掲】

厚生労働省・警察庁・財務省・海上保安庁

- ・ 新たに指定された指定薬物等について、合同会議の開催等により、関係省庁間で迅速な情報共有がなされたほか、地方においても取締対策等について意見交換がなされる等、中央・現場レベルを問わず、関係省庁間における連携・情報共有の一層の強化が図られた。【再掲】

財務省

- ・ 税関における違法薬物を含む危険ドラッグに係る一層厳格な水際取締りを行うよう、全国の税関に対し徹底するとともに、全国の税関幹部の会議においても、税関における水際取締りの徹底について周知した。【再掲】
- ・ 医薬品医療機器法上輸入が認められていない指定薬物について、その不正輸入に対する抑止効果を高めることを目指し、関税法上の「輸入してはならない貨物」に追加し、関税法上重い罰則の対象とした。【再掲】

【施策の効果】

警察庁・総務省・法務省・財務省・厚生労働省・海上保安庁

- ・ 最近における密輸動向、犯罪情勢等の情報交換を行うことにより、中央レベルにおいては、定期的に開催される密輸出入取締対策会議等を通じ、最新の密輸情勢や犯罪情勢等について情報の共有化が進んだ。

また、現場レベルにおいては、密輸入情報の入手段階から合同で捜査・調査を進め、商業貨物を利用した覚醒剤密輸入事件を摘発したほか、航空機旅客による密輸入事犯を多数摘発するに至った。

さらに、日本郵便株式会社の国際郵便関係施設内において、X線検査装置等の設置場所の提供、税関からの要請に応じた郵便物の差出国別提示等の協力が行われた。

財務省

- ・ 税関は、地方厚生局麻薬取締部及び都道府県警察との合同捜査により、麻薬や指定薬物を含有する危険ドラッグの密輸入事件の摘発に至った。
- ・ 税関における違法薬物を含む危険ドラッグに係る一層厳格な水際取締りを行うよう、全国の税関に対し徹底するとともに、全国の税関幹部の会議においても、税関における水際取締りの徹底について周知したこと等により、情報収集活動の強化が図られ、また危険ドラッグに対する職員の意識の高まりが見られた。
- ・ 危険ドラッグの人体への悪影響や危険性について、薬物乱用防止教室等を通じた注意喚起により、啓発の強化が図られた。

財務省・厚生労働省

- ・ 関係機関との連携に基づき、財務省から情報提供を受け、厚生労働省では、輸入される危険ドラッグ25物品を医薬品医療機器法に基づく検査命令等の対象と判断し、輸入通関手続きを差し止め、うち3物品について検査命令等を実施するなど、危険ドラッグに対する輸入阻止の徹底が図られた。【再掲】

(海上、港湾等監視・取締体制の強化)

【施策の内容】

警察庁・財務省・厚生労働省・海上保安庁・法務省

- ・ 沿岸や港湾における監視体制を強化するとともに、不審者・不審な貨物や船舶に関する情報の収集に努めた。

財務省

- ・ 密輸取締り強化のため、必要な人員の確保に努めるとともに、既存の資機材の有効活用を図り、監視取締体制の充実を図った。
- ・ X線検査装置をはじめとする取締・検査機器について配備換えなどにより有効活用を図った。

海上保安庁

- ・ メキシコ及び中国等の薬物が積み出されるおそれの高い国や地域と関連を有する船舶等に対する立入検査、監視等を実施した。
- ・ 海上・沿岸等における取締体制の強化等のため、海上保安庁職員の増員や監視能力等を向上させた巡視船艇、航空機等を配備した。

【施策の効果】

財務省・厚生労働省・海上保安庁・警察庁

- ・ 必要な人員の増員、巡視船艇及び航空機の配備、X線検査装置を始めとする各種取締機器の充実・強化により、港湾等における監視・取締体制等の強化が図られた。
- ・ 関係機関の合同船内検査・合同捜査により、取締りの強化が図られた。
- ・ 関係機関と要注意船舶、要注意船員等の情報交換を積極的に行い、現場において合同監視・取締りを実施した結果、覚醒剤密輸入事犯を摘発するに至った。

(密輸リスクに対応した取締りの実施)

【施策の内容】

警察庁

- ・ 組織犯罪対策要綱に基づき、合同・共同捜査を積極的に推進し、関係機関・関係団体等と連携するなど、一体的かつ効果的な組織犯罪対策を推進した。【再掲】

財務省

- ・ 船舶等が我が国へ入港する前に報告された輸入貨物に関する情報等を活用して、外国貨物が本邦の港に船卸しされる前の段階等から、検査対象を的確に絞り込むとともに、大型X線検査装置等の検査機器の有効活用により、重点的かつ効率的な検査を実施した。
- ・ 航空機旅客について、税関が入手している事前旅客情報、予約情報等を活用し、

効果的・効率的な取締りを実施した。

- ・ 本邦への入港前に報告された船舶・航空機の旅客及び乗組員に関する情報を活用して、検査対象者の効果的な絞り込みを図るとともに、X線検査装置等の検査機器の有効活用により、入国旅客等の携帯品に対して重点的かつ効率的な検査を実施した。

〔平成26年度予算11,096,797千円の内数、平成26年度補正予算295,059千円の内数〕

- ・ 犯則調査センター室（東京税関）及び監視取締センター室（横浜税関）において、既存の資機材の有効活用を図り、情報収集、監視取締体制の充実を図った。

厚生労働省

- ・ 巧妙化する薬物密輸事犯に機動的に対処するべく、麻薬取締官の増員を行い、組織体制の強化を図るとともに、関係機関と連携し、組織犯罪への取締りを推進した。

海上保安庁

- ・ 管区海上保安本部国際刑事課及び国際組織犯罪対策基地において、関係機関と連携協力し、組織犯罪への取締りを推進した。
- ・ 要注意船舶、要注意船員等に関するデータベースの充実を図るとともに、対象船舶の絞り込みを行い、効果的な監視・取締りを実施した。

【施策の効果】

警察庁・財務省・厚生労働省・海上保安庁

- ・ 統一的戦略の強化、必要な人員の増員、効果的な資機材の整備等を行ったことにより、薬物密輸等に関する情報収集活動、取締体制の強化が図られ、組織の実態解明が促進されるとともに、薬物密輸入事犯の検挙が増加するなど、一定の成果を得た。

財務省

- ・ 本邦への入港前に報告された航空機の旅客に関する事前旅客情報、予約情報等を活用して、携帯品等に隠匿されていた薬物の密輸入事犯を多数摘発するなど相当の成果を上げた。

(密輸手口の大口・巧妙化に対応した取締機器の増強・開発等)

【施策の内容】

財務省

- ・ X線検査装置をはじめとする取締・検査機器について、配備換えなどにより有効活用を図った。
- ・ 新たな隠匿方法に対処するため、既存の機器では検査困難な貨物に対する新たな探知技術の導入及び薬物の探知性能の向上等を目的とした調査・研究を実施した。
- ・ 監視取締車両等の必要な資機材の整備を図った。

海上保安庁

- ・ 暗視双眼鏡等の必要な資機材の整備を図った。

【施策の効果】

財務省・海上保安庁

- ・ 装備資機材の整備により、薬物密輸の取締体制が強化され、より効果的・効率的な取締りが可能となった。

(様々な捜査手法の活用)

【施策の内容】

警察庁・財務省・厚生労働省

- ・ 関係機関合同で、様々な捜査手法を活用し、薬物密輸入事犯の取締りを実施した。

警察庁・財務省・海上保安庁

- ・ 各種捜査手法を活用した合同訓練を実施し、関係機関の連携強化及び取締能力の向上を図った。

財務省

- ・ 外国税関等から特異な密輸入事例や新たな密輸手口等の情報を入手して、我が国における密輸リスクの分析を行い、取締りの強化を図った。

厚生労働省

- ・ 国際会議において、原料物質の仕出国、中継国等の関係国の原料規制担当者と積極的に情報交換を行い、仕出国、中継国等の解明を行った。

海上保安庁

- ・ 要注意船舶及び要注意船員のデータベースを利用した分析や継続的な追跡調査により、監視活動を効果的に実施した。

【施策の効果】

警察庁・財務省・厚生労働省・海上保安庁

- ・ 各種捜査手法を活用した取締りにより、関係取締機関の連携を促進し、多くの密輸事犯を摘発するとともに、密輸密売組織を解明した。
- ・ 関係機関の保有するデータベースを利用し、要注意船舶や要注意船員の追跡調査を効果的に行い、覚醒剤等の薬物密輸事件の摘発強化が図られた。

【まとめと今後の課題】

平成26年中の薬物密輸入事犯の検挙件数は、262件（前年比+17件、+6.9%）、検挙人員は、299人（前年比+5人、+1.7%）とともに増加した。薬物事犯別では、覚醒剤事犯の検挙件数は、154件（前年比+27件、+21.3%）と増加、検挙人員は、180人（前年比-1人、-0.6%）と減少、大麻事犯の検挙件数は、42件（前年比-5件、-10.6%）、検挙人員は、43人（前年比-8人、-15.7%）とともに減少しており、麻薬・向精神薬事犯の検挙件数は、66件（前年比-4件、-5.7%）と減少、検挙人員は、76人（前年比+15人、+24.6%）と増加した。

覚醒剤密輸入事犯の摘発は依然として高水準で推移しており、摘発件数については、平成23年に次いで過去2番目、押収量については過去5番目を記録した。

密輸形態別にみると、航空機旅客による密輸入が摘発件数・押収量ともに過去2番目を

記録した。なお、押収量は5年連続で200kgを超えるなど、引き続き航空機旅客による密輸入が主流になっていることが窺える。

隠匿手口をみると、旅行者や二重工作したスーツケース等や細工した土産品等に隠して持ち込もうとしたり、石材や自動車等の海上貨物の中に隠して密輸しようとしたりするなど、年々悪質かつ巧妙になっている。

密輸仕出地別に摘発件数をみると、中国が前年から倍増し、全体の約半数を占めた。また押収量をみると、メキシコが前年に続き最多となり、次いで中国が続き、メキシコと中国で押収量全体の約7割を占めた。

こうした覚醒剤密輸事件の摘発状況にも関わらず、末端価格が値下がり傾向で推移していることから、国内における覚醒剤の安定した供給がうかがえる。

このため、国内関係機関は緊密に連携しながら、密輸の水際での阻止に向けた各種取組みを推進し、巡視船艇・航空機による重点的な取締り、情報収集の強化、各種捜査手法の効果的活用、悪質・巧妙化する密輸事犯に的確に対応するための体制の強化、装備資機材の拡充・高度化等を図っていく必要がある。

また、麻薬製造への使用を阻止するため、麻薬原料物質の輸出についても、適切な貿易管理を実施していく必要がある。さらに、密輸仕出国の郵政関係機関における利用者への郵送禁制品の周知及び引受検査の徹底、本邦での税関に差押えられた郵便物に関する情報の共有等のため、郵政関係機関相互間での緊密な連携を引き続き図ることが必要である。

目標 5

薬物密輸阻止に向けた国際的な連携・協力の推進

(1) 多様化する密輸ルートの解明と海空路による密輸への対応の充実強化

(国際的な取締体制の構築)

【施策の内容】

財務省・厚生労働省・海上保安庁

- ・ 仕出国・地域及びその周辺国・地域へ職員を派遣し、情報収集等を行うとともに、派遣国及びその周辺国との協力関係を構築したほか、過去に摘発した密輸入事犯の事実関係等の確認を行った。

警察庁

- ・ 仕出地及びその他の周辺国等との情報交換を強化し、密輸取締りのための国際的な共同オペレーションの進展を図ったほか、組織的な薬物の密輸・密売を含む組織犯罪に対処するため、平成26年12月「東アジア地域組織犯罪対策代表者会議」を開催し（平成16年から毎年開催）、参加国との間で情報交換を行うとともに、「危険ドラッグ等の薬物対策」をテーマとした発表・討議を実施し、参加国の危険ドラッグ（N P S）に対する認識を醸成した。

〔平成26年度予算8,881千円〕

- ・ アジア・太平洋地域全体での危険ドラッグ（N P S）を含む薬物取締りに関する討議・研究を行うとともに、捜査協力体制の構築を図ることを目的として、アジア・太平洋諸国のほか、ヨーロッパ諸国等30か国・2地域・2国際機関の参加を得て、「アジア・太平洋薬物取締会議（A D E C）」を開催した。

〔平成26年度予算12,619千円〕

財務省

- ・ 長期出張者等を派遣し、薬物等の密輸入情報等を収集するとともに、情報交換のための国際的なネットワーク作りに努めたほか、各国税関当局との情報交換のコンタクトポイントである東京税関調査部国際情報センター室を通じ、世界税関機構（W C O）やアジア・大洋州地域情報連絡事務所（R I L O A / P）が実施する取締プロジェクトに積極的に参加し、国際的な取締体制の構築に努めた。
- ・ 薬物を含む密輸の取締りに資する情報分析能力の強化等を目的に、開発途上国の税関職員を対象として我が国税関職員を海外派遣し、研修を実施した。さらに、航空機旅客による不正薬物等の密輸摘発を主眼として、W C Oとの連携により国際協働オペレーションを主導した。

海上保安庁

- ・ 薬物の仕出地又は中継地となっている国・地域へ職員を派遣し、情報収集等を行うとともに、派遣国及びその周辺国との協力関係を構築した。

総務省

- ・ 万国郵便連合（U P U）国際事務局に対し、特に近年我が国において危険ドラッグが社会問題化している点を強調した上で、麻薬等の密輸防止のための郵便物の引

受検査徹底等の依頼を各加盟国の郵便事業体に周知するよう要請した。

【施策の効果】

警察庁・財務省・海上保安庁

- ・ 海外関係当局との間に設定した連絡窓口等を通じた情報交換により、各国の薬物情勢等に関する情報及び具体的な薬物密輸情報を入手するに至ったほか、薬物密輸ルートに関係国・地域へ職員を派遣し、派遣先の当局とのコンタクトポイントの確立や関係強化が図られたことで、我が国へ向けて密輸出される薬物の取締りについての派遣国・地域での意識が向上した。

警察庁・財務省・厚生労働省・海上保安庁

- ・ 関係各国等との積極的な情報交換、研修及び会議への関係各国等の職員の招へい、関係各国等への職員の派遣等により、関係各国等との協力関係の強化が図られ、国際的な取締体制の構築が促進されるとともに、実際に薬物密輸事犯を検挙するなどの成果が得られた。

総務省

- ・ 我が国からの要請を受け、万国郵便連合（U P U）国際事務局から、各加盟国及びその郵便事業体に対し、回章（加盟国の郵政関係機関からの要請に基づき、郵便業務の問題等に関する情報を各加盟国の郵政関係機関に通報するための文書）により周知が行われた。

（密輸組織の実態解明と取締方策の充実）

【施策の内容】

海上保安庁・財務省

- ・ 密輸入情報入手段階から合同で捜査・調査を進め、背後関係を含めた薬物密輸組織及び薬物密輸ルートの徹底解明に努めたほか、洋上取引等による薬物の密輸入を想定した合同取締訓練を実施した。

海上保安庁

- ・ 新たな形態で日本に持ち込まれる薬物の発見等のために、最新の密輸手口、薬物情勢等について担当職員に周知するとともに、巡視船艇・航空機による連携により洋上における監視・取締りを効果的に実施した。

警察庁

- ・ 各種国際会議や個別事件に関する海外出張等により、外国捜査機関との情報交換を積極的に行ったほか、密輸手口に応じた効果的な取締り及び捜査手法に関して、関係機関等と討議、研究を行った。

【施策の効果】

海上保安庁・財務省

- ・ 関係機関と要注意国来の密売組織員、運び屋、貨物等についての情報交換を積極的に行った結果、密輸を敢行した運び屋の検挙、輸入貨物内等の隠匿薬物の発見に至った。

海上保安庁

- ・ 関係機関と要注意船舶、要注意船員等の情報交換を積極的に行い、巡視船艇・航空機の効果的な運用等による合同監視・取締りを実施し、密輸事件を摘発した。

警察庁・財務省

- ・ 薬物取締対策関係の国際会議への参加等により、各国の取締機関等と積極的な情報交換及び連携強化を図った結果、薬物密輸組織等の解明に資することができた。また、効果的な取締り及び捜査手法を積極的に活用し、密輸事件被疑者を検挙した。

(密輸等に関する薬物分析の推進)

【施策の内容】

警察庁・財務省・厚生労働省・海上保安庁

- ・ 関係省庁の分析担当者間で最新の鑑定・分析方法に関する情報交換会議を実施し、薬物分析における協力体制の強化を図った。

警察庁

- ・ 薬物の分析方法(薬物プロファイリングを含む)の研究・開発を継続して行った。

【施策の効果】

警察庁・財務省・海上保安庁

- ・ 関係機関の研究所等との間で、薬物分析等の研究に関する情報交換を行った結果、データの共有化や鑑定、薬物のプロファイリング技術の向上が図られた。

厚生労働省

- ・ 関係省庁の分析担当者間で情報交換を行い鑑定・分析方法に関する情報の共有が図られた。

警察庁

- ・ 研究・開発を継続して行った結果、新規の乱用薬物の分析技術が向上した。また、薬物プロファイリングの精度が向上した。
- ・ 関係機関の研究所等と協力し、薬物分析等の研究に関する情報交換を行った結果、データの共有化や鑑定、薬物のプロファイリング技術の向上が図られた。

(2) 国際会議等、国際枠組みへの積極的な参画

【施策の内容】

外務省・警察庁・海上保安庁・厚生労働省・財務省・法務省

- ・ 第58会期国連麻薬委員会(CND)に出席し、需要削減・供給削減・国際協力に関する議論に積極的に参加した。さらに、合成薬物対策を含む我が国の取り組みを紹介したほか、国際協力を更に推進する必要があることを主張するとともに、国際条約において未規制となっている物質の評価を迅速かつ適切に進める必要があること等を強調した。
- ・ 第38回アジア太平洋薬物取締機関長会議(HONLEA)や国際協力薬物情報担当者会議(ADLOMICO)、G7ローマリヨン・グループ等の国際会議やその他専門家会合等に積極的に出席し、各国における薬物取締状況や薬物の密輸動向及

び取締対策等に関する情報を入手するとともに、国連薬物・犯罪事務所（UNODC）などの国際機関や諸外国関係者等と積極的な意見交換を行った。

財務省

- ・ 外国の税関当局との間で、薬物等の密輸に関する情報交換を含む協力を促進する二国間税関相互支援協定の締結に向けた取組を推進し、ノルウェー及びブラジルと交渉を行うとともに、既に締結済みの税関相互支援協定等を活用し、薬物等の密輸を含む情報交換の促進に努めた。また、経済連携協定（EPA）交渉においても、必要に応じ税関相互支援協定と同じく、税関当局間の情報交換の規定が盛り込まれるよう取り組んだ。
- ・ WCOのアジア・大洋州地域内における情報交換ネットワークの拠点である地域情報連絡事務所（RILO A/P）の情報交換ネットワークの積極的活用を努めたほか、各国税関当局との情報交換のコンタクトポイントである東京税関調査部国際情報センター室を通じ、情報交換を積極的に行った。また、長期出張者等を派遣し、薬物等の密輸入情報等を収集するとともに、情報交換のための国際的なネットワーク作りに努めた。

海上保安庁

- ・ アジア太平洋地域の薬物不正取引に対する海上法執行連携強化事業の開催や、開発途上国を対象とした海上保安機関職員等の受入研修に講師として参加するなど、海外の関係機関等との連携・協力を強化した。

警察庁

- ・ 組織的な薬物の密輸・密売を含む組織犯罪に対処するため、平成26年12月「東アジア地域組織犯罪対策代表者会議」を開催し（平成16年から毎年開催）、参加国との間で情報交換を行った。

〔平成26年度予算8,881千円〕

- ・ アジア・太平洋地域全体での危険ドラッグ（NPS）を含む薬物取締りに関する討議・研究を行うとともに、捜査協力体制の構築を図ることを目的として、アジア・太平洋諸国のほか、ヨーロッパ諸国等30か国・2地域・2国際機関の参加を得て、「アジア・太平洋薬物取締会議（ADEC）」を開催した。

〔平成26年度予算12,619千円〕【再掲】

厚生労働省

- ・ アジア太平洋薬物取締機関長会議（HONLEA）、国際麻薬統制委員会（INCB）が10月にパリで開催したNPSタスクフォース、国連薬物・犯罪事務所（UNODC）と世界保健機関（WHO）が12月にウィーンで共催したNPSに関するUNODC－WHO専門家会合等の国際会議において、我が国における危険ドラッグの状況やその対策について麻薬取締部職員が発表するとともに、我が国が指定薬物として規制している千数百物質のリストを各国及び関係国際機関に提供し、当該リストに掲載された物質を我が国に輸出しないよう、関係各国へ働き掛けた。

【施策の効果】

外務省・警察庁・海上保安庁・厚生労働省・財務省

- ・ 第58会期国連麻薬委員会では、アンフェタミン型興奮剤（覚醒剤など）に関する決議案を支持し、合成薬物対策の重要性を喚起するなど、国際議論に貢献した。

警察庁・海上保安庁・法務省・財務省・厚生労働省

- ・ 薬物取締対策関係の国際会議への参加等により、各国の取締機関等と積極的な情報交換及び連携強化を図った結果、具体的な密輸情報の交換が活発化しており、これら各国取締機関からの情報を端緒とした薬物密輸入事犯の摘発を行い、国際的な情報収集の成果を上げることができた。さらに、各国取締機関同士の密接な協力関係を確認することもできた。

厚生労働省・警察庁

- ・ 各種国際会議への参加を通じ、我が国のこれまでの薬物対策の実績に基づく知見を提供し、国連等における国際協力体制の構築を促進した。特に、危険ドラッグ（NPS）を含む合成薬物問題に関する国際的な認識を高めるため、我が国の状況や対策について積極的に情報発信し、合成薬物対策のための各国の国内措置、国際協力の推進を図った。また、国際的な薬物不正取引・乱用に関する最新の情報交換及びそれに関する国際協力の推進に貢献した。

(3) 我が国への主要な仕出国・地域等との連携・協力の推進

【施策の内容】

外務省

- ・ UNODCへの拠出を通じて、NPS対策を含むグローバルSMARTプログラム（合成薬物対策）やミャンマーにおけるケシの違法栽培モニタリング等を実施したほか、アフガニスタン及び中央アジア等の周辺国に対する国境管理支援や麻薬取締当局への能力構築支援、代替作物開発等も幅広く実施した。更に平成26年度には、西アフリカ地域の覚醒剤対策支援として、同地域の前駆物質管理強化を支援していくことでUNODCと合意した。

[平成26年度予算：総額約470万ドル]

財務省

- ・ アフリカ諸国の税関職員を対象として、取締技法等に関するセミナーを開催した。また、長期出張者等を派遣し、不正薬物等の密輸情報等を収集するとともに、情報交換のためのネットワークづくりに努めた。

厚生労働省

- ・ アフガニスタンにおける麻薬対策支援の一環として、UNODCがロシア・モスクワで開催したアフガニスタン警察職員に対する研修に講師として麻薬取締官2名を派遣し、同職員19名に対し国際的な乱用薬物情勢及び我が国の状況とその対策等について講義した。

総務省

- ・ 平成25年度に摘発された密輸仕出国の政府等に対し、特に近年我が国において危険ドラッグが社会問題化している点を強調した上で、我が国における薬物の輸入制限について、郵便事業者職員及び利用者へ周知を図るよう協力を要請する旨の文書を個別に発出した。

海上保安庁

- ・ 東南アジアの関係機関との情報交換、意見交換を実施した。また、中国、韓国、ロシア等の海上保安機関との間で実務者交流を促進したほか、薬物情勢及び薬物密輸組織に関する情報交換を実施した。

法務省・警察庁・厚生労働省

- ・ 国際捜査共助等を積極的に活用することにより、国際捜査協力を推進した。

警察庁

- ・ アジア・太平洋地域全体での危険ドラッグ（N P S）を含む薬物取締りに関する討議・研究を行うとともに、捜査協力体制の構築を図ることを目的として、アジア・太平洋諸国のほか、ヨーロッパ諸国等30か国・2地域・2国際機関の参加を得て、「アジア・太平洋薬物取締会議（A D E C）」を開催した。
〔平成26年度予算12,619千円〕【再掲】
- ・ アジア・アフリカ等から薬物取締機関の上級幹部を招へいし、薬物取締に関する情報交換と日本の捜査技術の移転を図るための「薬物犯罪取締セミナー」を開催した。

【施策の効果】

外務省

- ・ 我が国拠出によって、UNODCが2014年に実施したプロジェクトのうち、特に東南アジアを対象とするグローバルSMARTプログラムやミャンマーにおけるケシの違法栽培モニタリングは、我が国、並びに各国取締当局に対して、極めて有益な情報を提供した。

財務省

- ・ 外国税関からの情報等を活用し、水際で不正薬物等の密輸を摘発した。

厚生労働省

- ・ 麻薬取締官がアフガニスタン警察に講義を行い、同警察の能力向上に寄与した。

総務省

- ・ 個別に文書を発出した密輸仕出国の政府等から、利用者への郵便禁制品の周知及び引受検査の徹底を実施する等の回答を受け、一層の密輸防止の徹底が図られた。

海上保安庁・財務省

- ・ 開発途上国の薬物対策への協力により、開発途上国の薬物問題への対処能力の向上に寄与するとともに、関係各国の薬物取締能力の向上に寄与した。

海上保安庁

- ・ 関係機関の職員への研修・訓練を通じ、薬物密輸に対する海上取締能力等の向上に一定の貢献を果たすとともに、会議の開催を通じて、仕出国、中継国等の関係国と積極的な情報交換を実施することで、密輸組織等の動向に関する最新の情報が得られた。

海上保安庁・警察庁

- ・ 我が国への主要な薬物仕出地域である東南アジア諸国等を始めとする関係各国等への研修・技術移転により、関係各国等の取締機関等の分析及び取締能力、薬物乱

用防止に対する能力の向上が図られた。

- ・ 各国の薬物情勢・具体的な薬物密輸情報等に関する積極的な情報交換を通じて、海外関係機関との協力関係が強化されるなど、各国との緊密な連携・協力が促進された。

警察庁

- ・ 平成27年2月24日から26日までの3日間、「アジア・太平洋薬物取締会議（AD E C）」を東京都内で開催し、30か国、2地域、2国際機関の参加を得て、我が国のこれまでの薬物対策の実績に基づく知見を提供することにより、アジア太平洋地域等における協力体制の構築を促進するとともに、関係各国等の取締能力の向上を支援した。また、「危険ドラッグの脅威に立ち向かうための情報共有等の国際協力」をテーマとした発表・討論を実施し、参加国の危険ドラッグ（N P S）に対する認識を醸成した。

法務省・警察庁

- ・ I C P O等を通じた関係各国等の取締機関との捜査協力により、薬物の密輸入情報を入手した。

【まとめと今後の課題】

薬物対策には、国内における取組みだけでは限界があるため、国際会議等への積極的な参加を通じて関係各国や国連機関等と意見交換を行うとともに、国際的な協力関係を強化していくことが重要である。また、危険ドラッグ（N P S）対策を含むこれまでの薬物対策の実績に基づく我が国の知見を提供し、さらに、周辺国の取締能力の向上を支援する等、引き続き国際協力を推進していく必要がある。

●全薬物事犯検挙人員

(件、人)

	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
検挙人員	16,231	14,882	15,175	14,720	15,417	14,965	14,200	13,881	13,292	13,437

出典：警察庁、厚生労働省、海上保安庁（内閣府集計）調べ

(注) 覚醒剤、大麻、麻薬・向精神薬、あへん事犯の検挙人員の合計。

●覚醒剤事犯検挙件数、検挙人員

(件、人)

	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
検挙件数	20,273	17,480	17,169	16,043	16,468	17,163	17,109	16,689	15,472	15,571
検挙人員	13,549	11,821	12,211	11,231	11,873	12,200	12,083	11,842	11,127	11,148

出典：警察庁、厚生労働省、海上保安庁（内閣府集計）調べ

●覚醒剤以外の薬物事犯検挙人員

(人)

	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
大麻	2,063	2,423	2,375	2,867	3,087	2,367	1,759	1,692	1,616	1,813
麻薬・向精神薬	606	611	542	601	429	375	346	341	540	452
あへん	13	27	47	21	28	23	12	6	9	24

出典：警察庁、厚生労働省、海上保安庁（内閣府集計）調べ

●薬物押収量

(kg、MDMA等錠剤型合成麻薬は錠)

	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
覚醒剤	122.8	144.0	359.0	402.6	369.5	310.7	350.9	466.6	846.5	570.2
乾燥大麻	652.4	233.8	503.6	382.3	207.4	181.7	141.1	332.8	198.0	166.6
大麻樹脂	233.9	98.7	56.9	33.4	17.4	13.9	28.4	42.5	1.2	36.7
コカイン	2.9	9.9	19.1	5.6	11.6	7.2	28.8	6.9	124.1	2.3
ヘロイン	0.1	2.3	2.0	1.0	1.2	0.3	3.6	0.1	3.8	0.0
あへん	1.0	28.1	19.6	6.6	3.2	3.7	7.6	0.2	0.2	0.2
MDMA等錠剤型合成麻薬	576,748	195,294	1,278,354	217,883	91,960	18,246	27,187	3,708	2,147	608

出典：警察庁、財務省、厚生労働省、海上保安庁（内閣府集計）調べ

(注) 「乾燥大麻」は大麻たばこを含む。

●少年の覚醒剤事犯の検挙人員

(人)

	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
総数	435	296	308	255	258	228	185	148	125	94
うち中学生	23	11	4	8	6	7	4	3	1	2
うち高校生	55	44	28	34	25	30	25	22	15	12

出典：警察庁、厚生労働省、海上保安庁（内閣府集計）調べ

●少年の大麻事犯の検挙人員

(人)

	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
総数	182	197	184	234	214	164	82	67	61	80
うち中学生	5	4	1	2	5	11	1	0	0	3
うち高校生	27	28	48	48	34	18	15	18	10	18

出典：警察庁、厚生労働省、海上保安庁（内閣府集計）調べ

●少年及び20歳代の覚醒剤事犯の検挙人員

(人)

	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
総数	3,239	2,799	2,692	2,642	2,420	2,131	1,682	1,489
うち少年	308	255	258	228	185	148	125	94
うち20歳代	2,931	2,544	2,434	2,414	2,235	1,983	1,557	1,395

出典：警察庁、厚生労働省、海上保安庁（内閣府集計）調べ

●少年及び20歳代の大麻事犯の検挙人員

(人)

	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
総数	1,614	1,776	1,880	1,396	926	809	712	745
うち少年	184	234	214	164	82	67	61	80
うち20歳代	1,430	1,542	1,666	1,232	844	742	651	665

出典：警察庁、厚生労働省、海上保安庁（内閣府集計）調べ

●薬物乱用防止教室の開催状況

(%)

		H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
小学校	開催校数	6,680	7,157	7,633	7,984	11,739	12,513	13,180	13,890	14,401	15,418
	開催率	29.6	32.0	34.5	37.5	54.0	62.3	62.6	65.9	67.1	72.3
中学校	開催校数	6,220	6,321	5,971	6,107	7,783	7,888	8,566	8,745	8,945	9,519
	開催率	57.1	58.3	55.7	58.4	72.8	79.1	81.6	82.7	82.8	88.3
高等学校	開催校数	3,287	3,302	3,039	3,084	3,731	3,663	3,835	3,850	3,883	3,980
	開催率	63.7	64.4	61.2	64.1	75.3	78.8	79.0	80.2	81.3	83.6
中等教育学校	開催校数	4	11	8	16	22	29	32	34	38	37
	開催率	22.2	40.7	25.8	44.4	52.4	63.0	66.7	70.8	77.6	75.5

出典：文部科学省調べ ※H22は東日本大震災のため、岩手県、宮城県、福島県を除いた結果

●覚醒剤事犯における再犯者率

(人、%)

	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
検挙人員	13,549	11,821	12,211	11,231	11,873	12,200	12,083	11,842	11,127	11,148
うち再犯者数	7,438	6,421	6,807	6,283	6,865	7,206	7,152	7,232	6,989	7,190
比率 (%)	54.9	54.3	55.7	55.9	57.8	59.1	59.2	61.1	62.8	64.5

出典：警察庁、厚生労働省、海上保安庁（内閣府集計）調べ

●覚醒剤事犯検挙人員に占める暴力団関係者数

(人、%)

	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
検挙人員	13,549	11,821	12,211	11,231	11,873	12,200	12,083	11,842	11,127	11,148
うち暴力団関係者	6,888	6,098	6,415	5,849	6,242	6,361	6,594	6,421	6,112	6,066
構成比 (%)	50.8	51.6	52.5	52.1	52.6	52.1	54.6	54.2	54.9	54.4

出典：警察庁、厚生労働省、海上保安庁（内閣府集計）調べ

●薬物事犯におけるイラン人検挙人員等

(人、%)

	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
来日外国人検挙人員	630	714	730	693	664	601	536	469	454	467
うちイラン人	116	104	134	171	143	70	48	35	25	30
構成比 (%)	18.4	14.6	18.4	24.7	21.5	11.6	9.0	7.5	5.5	6.4

出典：警察庁、厚生労働省、海上保安庁（内閣府集計）調べ

●薬物密輸入事犯検挙件数・検挙人員

(件、人)

		H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
覚醒剤	件数	28	69	65	79	168	136	189	127	127	154
	人員	41	84	90	99	227	163	222	179	181	180
大麻	件数	147	122	72	83	46	25	34	50	47	42
	人員	153	130	76	90	49	26	34	69	51	43
麻薬・ 向精神薬	件数	29	38	60	42	54	33	27	37	70	66
	人員	23	44	67	53	59	33	24	41	61	76
あへん	件数	2	1	6	1	4	2	1	1	1	0
	人員	1	1	8	2	2	2	1	1	1	0
合計	件数	206	230	203	205	272	196	251	215	245	262
	人員	218	259	241	244	337	224	281	290	294	299

出典：警察庁、厚生労働省、海上保安庁（内閣府集計）調べ